

つた。

蓮如の藤島滞留は、遂に上洛の目的を達しなかつた。門侶の強請によつて、再び山上の人となつた。「多屋ノ面々ノ抑留」と云ひ「心ナラズ越年スベキ歟」と云つてゐるのを見れば、不本意ながら歸住したのは云ふまでもない。この山上歸住を分界線として屢々發せられた者は禁制狀である。その初見は、十月とあつて日附を缺いてゐるが、歸還早々の筆になつたらしい十一ヶ條の制法である。之を大約すれば、他宗に對する誹謗と我宗の讚嘆を制し、守護地頭を輕んず勿れと言ひ、其他念佛會合に酒肉を禁じ、博奕を停止してゐる。其他、六年正月十一日附で三箇條、七年七月十五日附で六箇條、別に六年二月十七日附、同年五月十三日附、それ〴〵嚴示するところがあつたが、通じて、外に對しては諸宗守護地頭に對して疎略なからしめ、内は他力信心の決定に力めしめ、内に信じて外に色に見せぬやうに振舞ふべしと云ふにあつた。斯くの如き制條を出すべき必要、又出さしめる様になることは、新教弘布の際には有勝で、當流としても、既に早く弘安八年八月善圓の十七ヶ條禁制があり、中に同じやうな箇條も見える。然し我等は、此等の制條が唯申譯的に繰返されたとは思はない。充分に箇條の如く門侶に警告する必要がある、それ丈け外諸宗守護地頭に對する關係は、相變らず險惡で、内は信心が危ぶまれ、蓮如としては極力之を正さうと努めたに相違ない。

我等は更に眼を轉じて、蓮如及び門侶の他の行動を吟味せなければならぬ。帖外御文を見る人は、卷一十四通目に、山上歸還後間もなく執筆したと思はれる、多屋衆の署名になつた宣言文のあるのを注意するであらう。私は之を蓮如執筆のものに相違ないとして、その内容を檢するに、その文意、先づ當山の占居偏へに念佛弘通に外なきを言ふ迄は別儀なしとして、牢人出張と要害構營とについての辯解は、頗る注目すべきものがある。「近比就牢人出張之儀、自諸方種々雜說申之條、言語同斷迷惑次第也、予更於所領所帶且不作其望之間、以何可處其罪咎哉、不運至悲而猶有餘者歟、依之心靜令念佛修業於在所无其要害時者、一切之諸魔鬼神作其便、故構要害者也、且又盜賊爲用心也、其餘无所用。即ち、安じて念佛修業をなす爲めの、世間並の防衛に過ぎないとしてゐるのであるが、その結末に至つては、平流俄かに奔湍に變ずる慨がある。「雖然於今時分无理之仔細等令出來時者、今度遂順次往生而令死去、又非分逢難苦令死去、共以同篇之間、任前業之所感於佛法捨一命可合戰之由、兼日諸人一同令評定、衆議而已矣。」佛法の爲めには一命を捨て、合戦する戰慄すべき一向一揆の慘禍は、此短い一句の中に包まれて居らないか。若し之が蓮如の本懷であるならば、常に問題とされてゐる一向一揆との關係は、餘りに明白に解決が付く。從て後年義尙將軍から、加賀の一揆門徒との關係を斷

つべき様にとの事で、その一門を召還するに際し、門徒を放つこと身を切るよりも悲しと云つたこと、若しくは「御門徒ノ爲メニ御身ヲステラレ候人ニ辛勞ヲモサセ候ハデタゞ信ヲトラセタク」と云つた語句なども、一揆との強い關係を示すやうであり、吉崎・山科・石山は勿論、坊跡のある限りは、總べて籠城合戦を豫期して選定したことにも見える。而して亦、蓮如と形影相從つて居つた蓮崇が、一旦一揆引入れの件で勘氣に觸れたもの、それは蓮如の失敗を表面に背負つたので、臨終に至つて始めて對面を許されたと云ふのも實は芝居であつて、其の實内々連絡してをつたのだとの説も、成立つかも知れない。私は茲に至つて「於佛法捨一身可合戰」の一句に集まる蓮如の心情を批判せなければならぬ。それには、吉崎退去の場合を最も近接した例とすれば一番いゝのであるが、それは今日猶事の真相が明かにせられない。唯七年八月の退去頃に至る迄には、少くとも蓮崇を中心とした或る計畫が、着々實行されて、加賀方面の徒黨等と連絡し、守護富樫氏との間に争端を啓き、吉崎の他屋衆はその渦中に陥つたらしく思はれるだけである。此退去は前年の藤島行を繰返したに過ぎないか、其とも其以上の意味があつたか決し兼ねる。私は吉崎時代をこゝに打ち切つて他の方面から更らに考へなければならぬ。

他屋衆の宣言文は、その前後の「お文」中唯一通飛び抜けたものである。バスの連續に突然ソプラノを交へて、再びバスに復してゐる様な、頗る突飛なものである。然し斯く云へばとて、かの一文は蓮如の書く可らざるものと云ふのではない。無論その責任を持たなければならぬものである。然し絶對絶命門侶に強請された結果執筆したものであらう。然も壓迫されて書いたのではない——そこに蓮如の心情が發露してゐる。御文を通觀して描出される蓮如は、眞俗兩諦に互つて、よくその歸趣を教へた圓滿な大宗教者に外ならずして、常に慈悲心を以てその門侶を抱擁して居つた。一代聞書などに見える幾つかの教徒愛撫の逸話は矢張それであつて、蓮崇にしても確實な史料の出ない限り、臨終の對面免許はこの愛情の現れと見るべきである。況んやその家庭生活の一面を窺ふならば、如何にその基調が慈悲と愛とに満されてゐるか、解る。文明四年八月、その女見玉を吉崎に葬るローマンチックな讚嘆辭はよい一例を示してゐる。こうして考へると、よし佛法の爲めにせよ、一命を捨て、戦ふべし——積極的に一揆を煽動する迄の考を持つて居たとは思はれない。唯その時勢、その位置、その境遇が、門侶（種々の不純分子が加はれる）強請の機を與へ、結局斷ることが出来ないで、此染筆となつた。而して其は不幸にもその在世中、豫期しない結果を眼前に展開する迄に至つた。

我等は恐ろしい彼の一句に對して、斯く解釋するのであるが、但し、他の一方に於て蓮如は教線の擴張、本願寺そのもの、隆盛を籌る爲めに、非常の苦心を拂つたことを見逃してはならない。關東・奥

州の下向は本願寺の掟であるにしても、一代一度を足れりとせず、一期に三ヶ度決行せんとし、剩へ北國下向は、窮地を脱して本願寺としての大地盤を開拓し、吉崎退去の後三年間の出口時代を経て、文明十年早春山科本坊の創立に着手し、輪奐の美成つて信徒渴仰の中心地となり、その間明應五年には、石山支坊の經營を見るに至つた。此等の坊地は、勿論それ〴〵事情を異にしてゐるけれども、之を通じて、蓮如が如何にも入念にその信徒の地盤開拓の前衛又は本衛たらしめんとして、其等の條件に合した場所を選んだことに一致してゐる。「カリツメナガラコハ在所ヲミソメシヨリスデニカタノゴトク一字ノ坊舎ヲ建立セシメ」と云つた石山にしても、唯簡單に城塞本位に選定したのだと獨斷するのは如何かと思ふ。但し蓮如の行動には、些かも退嬰的隱匿的な片影を見ることは出来ない。單へに活動的躍進的な方策の下に、宗門の擴張を期した。斯くして、その理想とした眞俗兩諦に互れる、強固なる教團の組織を完全せんがためには、一家衆——父祖の連枝自らの數多い子女を配した諸寺院を、各地の中心として門徒を結付けた。

宗門上に於ける講社の發達に就いては、別段茲に詮索しない。それは本願寺としても必ずしも蓮如に始まつたものではあるまい。然し帳外御文に見えた、能美郡加賀四講・六日講（卷三第九通乃至第四一通より九通迄）などによると、當時頗る盛に結社が出来たかゝ窺はれる。講衆は、やがて講に加入

した門侶の稱號である。蓮如は此等の講衆に對して、掟を出すことを忘れなかつた。文明十八年正月、能美郡四講成立の際に出したものは、守護地頭に對して懇勸の振舞をなし、社寺本所には所領押領の義なからしめ、講衆は甚だしく多數たるなからしめ、異儀を排して専ら一流の安心を獲得すべきを繰返してゐる。斯る意味の掟書は、同年十一月の報恩講に際しても之を門末に示した事であるが、茲に逸すべからざるものは、講中との經濟的關係である。帖外御文に見える、講中宛の消息によれば、六日講に對するものに「毎年約束イマタシカニウケトリ候。」（十一月）とあり、四日講には「馬黒月毛二疋ノボセラレ候カヘス〴〵ヨロコビイリ候。」（十月）「毎度志ドモ返々アリガタク候コトニ今度又千疋ノ分カエスト〴〵ワヅラヒノイタリニ候。」（十一月）爲報恩講志分代物拾貫文慥請取候。」（十二月）四講毎年約束之分慥請取候。」（霜月）報恩講中志トテ千疋慥ニ請取候。」（十二月）「毎年約束錢之事慥ニ請取候中又佛事分十ニ慥ニ請取候。」（十一月）約束代物之事慥ニ請取候。」（十一月）「毎年之約束物之事慥ニ請取候。」（十一月）即ち時折の志納金、若しくは方宜と共に、講中として毎年一定の志納金の納入をしたことが明かである。私は之を以て、後年本願寺が加賀一國の租税を私しするに至つた俑をなすものとは考へない。然し本願寺の基礎を強固にせんが爲めに、その擴張した地盤に、一定の義務を負擔せしめ、常に之を徵收しををつたことは疑を容れない。斯くして、山科時代蓮如の晩年には、本願寺をして鬱然たる勢力とな

さしめた。試に、文明十年の春から十五年秋に亙る自記の諸堂造營録を見よ。門徒の蘭集、當流の鑽仰が、意の如く易々としてその志望をなさしめた得意さを看取するに難くないであらう。「去ル頃、御臺様御成アリテ、此御影堂御覽アリシコトヲ思ヒツバクレバ前代未聞ノ事ト云ナガラタバゴト、モオモハズカタジケナクモ思侍ベリキ。」とは、義政將軍の室日野氏を迎へた折の追憶に、その得意さを併せ敘したものであるが、同じ一流の縁故があるとは云へ、權貴に諸縁を求めて、勢力培養の資たらしむることとは、その常用手段であつた。富める本願寺の成立の裏に、私は種々の「濁り」を見出さぬわけに行かぬ。然し蓮如はどこ迄も、世相をよく洞察して眞先に泳いだ時代の覺者であつた。之に續く集團は、何れの先達の組よりも多かつたのは當前である。そして大集團である丈けに、教義の徹透が容易でなく、而も統率者の人格——一言一動は、極めて機微の間に各自に烙印される。之れ蓮如が進んで詩いたものでないにしても、一向一揆などの發芽を見た、一の原因でないとは云ひ切れない。

蓮如と時代を同じうして、高田派の眞慧がある。大谷本願寺の焼かれた寛正元年、本寺を遠く伊勢に遷し、切りと教線の擴張に努力した。蓮如との接觸は免るべきでない。富樫氏を中にした加賀に於ける兩門徒の反目、それは當時の教界研究にとつて、重大な問題である。然し、茲には此問題に觸れる準備がない。我等は直に轉じて、天台眞盛派の教祖眞盛に評論を移したい。もとより眞盛は同時代

の沙門ではあるが、世間的には、その名聲は比較にならぬ程小さい。然し時代の人として、種々の點から兩者の比較は考へさせられる點がある。

眞盛の出生は、蓮如に比して二十九年遅く、その没年も明應四年で四年計り早い。その往生要集を感得して、一流を弘通し、坂本西教寺に據るに至つたのは、文明十七八年の交と云はれるから、その宗祖としての活動期は、十年計りの短い期間である。伊勢の土豪の子に生れ、幼にして出家し、遂に叡山に入りて研學し、然も山徒の交りを厭ふて黒谷に蟄居し、傳教の廟所に參籠して大悟する迄の、此長い修養時代は、鎌倉時代の一流開立の諸徳と、殆ど規を一にした行跡と云つてよい。眞盛の感得したと云はれる新教は、往生要集が根本になつてゐるのを以ても明かなるが如く、天台の中を流れてゐる念佛の鑽仰である。云はゞ平安の惠心乃至法然を引下げて、時代に適合した説教を試ませたものであつた。従て淨土の欣求と云ふことが、主要なる信條をなし、彼の蓮如が時代の趨勢——平安朝から室町へ下る間の、特に平民階級思想存立の變化を洞察して、特に俗諦のわきまへを工夫するが如き、方策には思ひ至らなかつた。唯燃ゆるが如き彌陀の信仰を以て信徒を引き付けた。積極的に邁進して、教線を擴張するやうな企圖は持たなかつたのである。故に眞盛とその周圍には、所謂中世紀の色彩が頗る濃厚であつて、近世への過渡時代に見るやうな感覺は少いのである。之を切り放して、平安

期の末あたりへ持つて來ても、あまり不思議はない様である。唯汚濁になり切つた新舊諸教の現状に、眞盛の性格として眼をつぶるに忍びず、起つて大に戒律を呼號し、又残忍迫害の限りを盡した武門に對しては、面を犯して之を説得したのであつたが、是然しながら、その性格、その立場から止むを得ざる所行であつて、同時代とは云ひながら、蓮如乃至眞慧と眞盛には、彼等自身、猶又その率ゐる教團は、全く別個のものであつた。

眞盛の傳中、先づ最も人の注意を惹くものは、教徒の自殺者の多いことである。長享二年秋八月、善光寺から下向して、越前府中滞在中、その上洛を待ち敢えず、その法門に入らんとして慕つて來た幕府の權臣伊勢氏の侍女二人は、剃髮結縁の目的を達するや、直ちに日野川に入水往生を遂げた。恰も鹿ヶ谷の庵室に身を脱した後鳥羽の二宮女の佛がある。之を抑の手始として、翌三年侍僧道珍は湖水の志那渡沖中に投身し、續いて盛竹は西教寺の佛前に自害した。續いて延徳四年二月伊賀西蓮寺の四十八日念佛中には、盛重・妙心・妙珍の二比丘、三月越前西光寺に於て眞盛臥病の際には、眞教の捨身があつた。眞生の往生傳に「其外或切腹故自縊或沈淵或入川間餘無盡期」とあるのを見ると、自殺者の多かつたことが察せられる。茲に於て禁制を出したので、その後二三年は中止されたのであつ

第六圖版 眞盛上人書翰

(三重縣阿山郡長田村西蓮寺所藏)

眞盛上人の筆蹟中、名號殊に十念名號は、今日重襲されてゐるものが少くない。然し、書翰は極めて稀れで、こゝに出したものが、如きも茲に始めて紹介されるものである。裏端書に『盛傳御坊 眞盛』とあつて、上人の晩年伊賀から坂本在住の弟子盛傳に宛てたもので、左の如くに讀解せられる。

返々、吉文字之うだ料し之有無、今度之ひんき必

可承候。

四十八日、十五日拾定、先日狀を遣し候。定面參拜候哉、但其方之不調候は、承候て廿五日よりも可

始行候。儘可承候。

一、らうそくは、眞盛坂本へ可出分にて候。

一、吉文字うで方より、料し有無承候へと度々

申候へ共、兎角儀不承候。無御心元候。恐々謹言。

二月十九日

眞盛○花押

たが、明應四年二月、眞盛伊賀西蓮寺に示寂の際には、道林・眞範の二僧投身し、眞玄・盛喜の兩尼之に續かんとして露顯し、漸くにして諫止されたけれども、眞範・盛勝の兩尼亦入水し、盛勝は未遂であつた。その後伊勢安濃津西來寺の住侶眞宗、亦漫々たる來潮に乗じて命を絶つた。此列擧した數多い自殺例を見るに、時人はこの現象を觀て讚嘆せないものは無い。自殺者それ自身は勿論、眞盛はこの行爲を是認した。故に眞範の死には「沈沒池中紫雲頻立雖爲澆季稱名之效驗不空上人之勤發殊勝故也。」と評し、盛重・道林は共に、我身を捨て、淨土に再生する歡喜の情を辭世としてゐる。眞盛は生前その度毎に深き引導を施して、教徒の羨を増させた。中途一旦之を禁止したもの、矢張内には十念廻向を忘れなかつたのである。

斯る現象は、勿論時代の背景を一通り考へる必要はあらう。寛正の大飢饉、應仁・文明の兵禍、有爲轉變の光景それは平家や方丈記に描かれた平安末の世相に餘りによく類似してゐる。淨土欣求の念が深くにじまれるのも理由がある。然し道林僧の入水臨終を目撃して、「爲佛法捨身命以奉酬法乳恩決定可生一佛淨土羨者多之。」と評した一句は、蓮如の場合に移して考へれば、その多屋衆の「於佛法捨一命可合戰」と宣言した意氣込に徴しても、決して此様な消極的な考を出さなかつたであらう。無論自殺と稱するも、説法の有難さに、感極まつて決行したのもあり、渴仰の師が最後と聞いて

は、佛滅涅槃の想をなしたのもあらう。然し要するに、斯かる心情に立至るのは、正念の臨終が佛果を得ると云ふ教に歸するやうで、最初の自殺者眞然・眞能は正にこの好例であり、又二人同時に入水して、その目的を達した眞範尼は、水中に西面端座して合掌不亂であつたが、未遂者の盛勝尼は、心中顛倒念佛を忘却したが爲めに、往生の遂げ難きを思つたのである。私は今茲で、この佛道に於ける自殺行爲を批判しない。然しながら何よりも眞盛の性格と感化が、こゝに至つたことを否定せらるべきでなからうと思ふ。

私は進で眞盛の戒律觀に及びたい。往生傳によれば、不斷念佛僧尼等當番之次第に於て、頗る嚴重に佛前の勤行を定め、特に睡眠と世論とを制したが、伽藍興立並衆僧法度では、第一道場の建立は嚴に施主任せとして公界の勸進を嚴禁し、無縁者の佛供燈油散錢は受用せず、之を返附せしめ、寺領田畠の寄附は公事鬭争の基なるを以て用ゐず、布施物は雜紙扇子を除くの外受けず、衣食は托鉢と檀越の信施によらしめ、齋飯は一汁一菜一果を過さず、病氣旅行の外非時食を禁じ、食後雜談して念佛の暇を費すを戒しめ、睡時猶脫衣解帶せず、口論者は兩者共に擯出し、特に檀那俗に對して給仕を禁止した事であつた。その内部に對する戒行は、別に眞盛によつて初まつたことではないけれども、較々もすれば空文になり勝な行爲を嚴重に守り、或是佛法大地と云ふことを堅く信じ、十戒の旨を護持し

て、一戒を破るも猶十念を押へ、その肉食を斷ち、夫婦猶姪せず、沽酒・關役・橋船賃を止め、一物の鷹を放ち、借狀を破ることは、その最も望むところであつた。而して自ら奉ずること薄く、俗界の爲めに淨念を擾亂せられない爲めに、如何に利念に薄かつたかは、寄附布施の制限と、旦那俗に對する給仕の禁を見ても明かである。修道の爲めには、慾望と貯蓄とは無用であつた。故に奈良の僧侶が進覽した油煙一挺をすら佛意に任せて受用しない。義政將軍の贈與をも身に着けなかつた。武家の説法に先つて要求した代物は鷹・鶯を放つこと、關役・橋賃の停止であつた。其が如何に當時交通の支障をなした惡政であつたかは、誰も知るところである。私は蓮如の山科時代の暴富と比較して、格段な對照を見るのである。

更に立入つて眞盛の行爲を觀察するならば、そこに多くの敬虔な所謂中世的の佛を見出すことが出来る。例へば復古的ではあると云へ、新宗派の樹立者として、比叡の懷に抱かれて些しの怒りを買ふことがなかつたのは、それだけ勢力を認められなかつた爲めでもあらうけれども、第一にはその無抵抗主義とその徳化との爲めであつた。明應二年十一月、坂本に土一揆の騷亂があつて日吉社二宮・十禪師社等が炎上し、山上の寄手も惡黨も數夥く殺戮せられたが、西教寺の衆僧は、敵味方の區別なく之を合葬して懇ろに廻回した。然るにこの社頭炎滅は、眞盛の居住近きが故に、汚穢不淨人往來して社

域を汚すによるものとし、三院の惡僧衆議して、追發を強ひた。眞盛は力及ばざる次第として、少しの抗議もなく、直に越前に下向して、説法利生に餘念なき有様であつた。三院の宿老は之を聽て、その高潔な心情に感嘆し、連署して書狀を出し、歸還を懇請するに至つた。之に對する返狀は、亦どこ迄も謙讓を極め「出心中惡心令引入煩惱之凶賊如此之儀出來候、條悲而可_レ悲者。」と述べて之を謝した。宿老は向後坂本の安全を保證して、再び懇請するところがあつた。斯して、眞盛の勸化は權貴と貧者との區別なく一切無差別で、その愛は動物にまで注がれた。朝倉の鷹、日吉山王の猿、小倭の牛は、それト眞盛の前に屈して十念を授けられたと、往生傳に見えてゐる。我等は、轉々アシジの聖者の佛を移して、この國この世紀に見る心地がする。

我等は、更に斯る光景を離れて、眞盛の他の一面、その時代の俗界の惡弊を、如何に眞劍に匡正せんが爲めに努力したかを觀察したい。それには權門に對した言動と、その消息を検するのが最も近道である。而して、それは峻嚴假借するところなく、平常の眞盛とは全く別人に對する觀がある。その法を談じた歴々には、今上後土御門院を始め、將軍義政があり、畠山義就父子・一色義益・仁木政長・六角高頼・朝倉貞景及び光玖・藥師寺元長兄弟・北畠・山名・佐々木等、近畿の諸豪を洩さなかつたのであるが、就中畠山氏の招請に應じた時などは、國中召人して鶴・鷹其外の飼鳥を、悉く放出する條件

であつたが逸物の鷹一つ隱匿されたるを聞いた眞盛は、衆人の前にその臆病を面責して、斯る心底では定めし討死の際にも疵は背面にあるべしと迄痛罵した。然し流石は義就で、一物を放ち、造像念佛の企頗る厚きものがあつた。文明十八年十二月、伊勢の北畠氏が山田に發向して外宮の社頭を焼き、明應二年八月磯城を攻略し、山田の齋宮を汚す等のことあるや、眞盛は切々その開陣を促した。その神宮の尊嚴犯すべからざるを説くに當つては、もとより佛者の言として、解釋を違へてゐる點もあるけれども、衷心日本國民としての對神宮感情を縷述し、その亡狀を責めて、切に反省を求めてゐる。「本所三郡内數箇處居關惱旅人候間、百人中十人、十人中一人、盡無參詣、則御罰無御當條、不思議中不思議、諸人申事候、殊近年百二十關並宇治牢人爲御扶持、關雖非御下知、彼等一類惱旅人、神樂代到神馬等迄、悉押取條、前代未聞不及是非候、參詣人々本所御恨不申者無是、日本國御惡名聞候條、歎猶有餘事候。」と云はれる程に、通路の閉塞を見たのであつた。斯して三郡の還附を迫り、因果の遠からざるを説いた。山田方としても、その惡行は惡として之を批難し「山田奴原無國習、就替錢、從人方好錢、選取、出時者、過分惡錢拂、剩五文十文不足仕候條、神不請非例間、自滅候條、無詮義候。」と云ひ、斯の如き復報は、亦必ず北畠氏の上にも落下すべきを痛言してゐる。又明德二年十一月、河毛盛空入道に充てた書簡は、その濫りに征戰攻伐、宗社の境域を荒亡せしむるを責め、種々の方面から因果應報の理を述

べて反省せしめた。趣旨は前文と異曲同巧であるが唯その末節に於て、末代末世とは云ひながら、理非の憲法さへ確立すれば、國家安靜なるべきを力説し、泰時の梅尾明惠上人に諮ねた要法を敍して、「欲心失給天下自可治」の一句を借り、治國の術は兵仗にあらすして慈悲にあり、屋形、守護代とも、宜しく俗體として凶器を挟むと雖、慈悲の憲法を先とすべきを繰返してゐる。

斯くの如くにして、佛法の眞理を適當に應用しつゝ、些の追従詔曲の詞なしに、混濁極つた社會を濟はんが爲めに、愕々の論を張つた。眞盛の教義は、別段の新様を齎さなかつた代はりに、我等は此數通の書簡に接して、更に當代の人として、この聖者の對國家觀念を窺ふことの出來たのは、頗る興味あることであつた。そして一方に、蓮如が守護地頭の奉載を制條の一に加へつゝも、孜孜として門徒を糾合し、山科の本坊を培つてゐた間に、此同じ黒衣の一沙門は、高辨を引き、玄宗を説き、聖徳太子の例を擧げて、治國の要法を説き、自らの戒律を天下和平の道に勧めつゝ、欣求淨土の前面に猶現世安樂の境土を實現するに努力した。我等はそこに聖眞盛の面目を観るのである。(大正十二年八月)

二 眞智上人時代の 高田派と本願寺

寛正六年高田専修寺の第十世眞慧上人が、累代の根據地を下野より伊勢に移轉したりしは、寺運の發展に一新時期を劃したることもとより論なかるべし。

既に顯智・専空以來高田派布教の教線は漸く關東より西上して東海北陸に進みしが、更に此移轉の舉を斷行し、又近江坂本の妙林院並びに京都桂西庄の支坊を前線として、畿甸の地に本願寺と對峙の形勢を爲せり。かくして近畿の地はこの新根據地の安全を期するに足る教徒と外護者とに不足せざりと雖、高田派としては當時猶他に二大勢力の中心地を有したりき。一は三河地方にして、他は加賀・越前の地方之なりとす。三河は既に早く親鸞歸洛の際、桑子の柳堂に滞在して勸化し、建長中には顯智上人教化の地たり。同國上宮寺の古記録に、三河より高田へ參るひとりの事を敍してその盛況を示すものあり。相傳ふ、顯智また越前に留錫せしことありと。上宮寺古記録に、越前大野惠光寺、顯智に具して下野に詣れることあるはその所縁となすべきもの、如し。専空相次で顯智の跡を巡錫し、殊に越前にありては熊坂の地に道場を設けたりとの説あり。

其後五世、時運至らずして、教化聞ゆるものなかりしが、眞慧に至りて、此等所縁の地は第一にそ

の留錫する所となれり。眞慧の大野郡折立稱名寺に宛てたる書狀に、「就在國種々之煩等、于今忝候、仍眞俗之時宜不斷床敷斗、次佛殿如形令修造候、定而可被存大慶候、將亦奉加日借錢無候、かし□□之方へ可被濟、而北庄へ宰府上候恐々謹言。二月廿八日」とありて、在國中の委曲を盡くしたり。稱名寺は即ち仁治二年顯智の弟子西念の開創に係り、高田派所屬最古の寺院に列するものなり。

伊勢と高田派との所縁も既に顯智の時にあり。當時三日市勸化の中心地たりしと云ふ。眞慧の來化に際しては歸隨の僧俗頗る多く、遂に本寺移轉の英斷をも見るに至れり。但し當時にありては、高田派の事情は早くより近畿を中心とする本願寺が、東海・北陸の勢力地を制禦したるが如く、伊勢を中心として東海・北陸の地に對するを得たるや否や頗る疑問なり。その新中心地は專修寺として、尤も有利の位地を占むるものなりしと雖、他の二地方も決して教徒、寺院の數相下るものにあらず、而して伊勢の地は舊縁の點のみよりすれば、寧ろ他の二地方に如かざるなり。かくして伊勢にありては眞慧の直參殊に多く、之に對して加越尾參にありては、顯智以來の門末僧侶隱然として一團をなすあり。伊勢に於ける舊派と合して相對峙するの形勢に至れり。故に一朝何等かの關陷を見出すに至らんか、この二大勢力地の融和は遂に保すべからざるに至るべし。果然この破綻は眞慧の法嗣問題によりて暴露せられたり。

文龜二年八月眞慧、住持職をその法嗣應眞に譲りて退隱す。應眞は諸書或は傳へて富樫政親の遺子なりとなせり。即ち惠琳の專修寺記等によれば政親一揆の亂に敗死するや、その妻逃れて眞慧に再樵し、携ふるところの遺子、眞慧の子養するところとなれりと云ふ。越前法雲寺系圖には、眞慧の子二人を擧げ、女子眞智妻男子應眞となし、附記して「應眞の事加賀國富樫次郎かしのなにかしと縁類なるなり」となせり。又同寺文書に應眞、富樫次郎に充て、その退隱を報じ、後住を公家に求むべきを望める狀あり。此等を以てすれば、應眞が政親の遺子なりしや否やは別として、その俗縁に加賀國在住の富樫次郎と云へるものありし事實を示すものなり。

應眞住職たりし後九年、眞慧示寂の前一年、永正八年に至りて眞慧兼て皇室に奏請し、皇子一人を附弟たらしむの勅許を蒙らんとしたりしもの、漸くその目的を達したりき。後柏原天皇の第二皇子常盤井宮眞智上人即ち之なり。

眞慧の皇親を入室せしめたる目的は何れにありや。或は當時北陸の地多事なりしかば應眞をしてこれが經營に當らしめ、別に一附弟を奏請せしなりと推論せるものあり。これに反して應眞武家に縁因して佛事を好まざりしかば、之に代ふるに宮門跡を以てせりとなすものあり。この後兩派互に相争ひ

しを以て、一方の言もとより微すべからずと雖、少くとも眞慧の意、皇室に縁因して派門の榮譽となさんとせるは蓋し想像に難からざるなり。常盤井宮入室前二日なる永正八年六月十四日、眞慧書を入洛中たりし三河國明眼寺に送りて、これが委曲を盡せるものあり。その一節に曰はく、「仍而於本寺于今付弟之義無之候、然間 持明院殿様の御連子壹人申請候て、其儀相定申候、此十六日御入室候、幸之事候間、逗留候て可有對面候、專修寺文書と、その懇望と喜悅の情言外に溢るゝを見るべし。

既に住持職たりし應眞が果して眞慧の遺志を紹いで、一大革新の後と北國多事の間に處して之を徳化するの高風と手腕とを備へたりしや否や。大永六年即ち眞慧の寂後十五年のことなれども、應眞事を以て山徒の激怒を買ひ、その指彈を受けたることあり。文中頗るその所行を痛罵せられたるを見る。長文に失すれども、左に抄出せん。

大永六年九月三日、山門本院束谷彼岸所集會議曰、

可早被相觸高田專修寺門弟中事、

夫以三尊來迎月光遙照五逆十惡暗九品蓮臺華句親馥五障六欲袂矣、抑野州高田門派之濫觴者、稟法然眞鸞之余流與一向專修之願行、然則汲流尋源道理熟解而成、當山當院之未寺其芳契既年舊、厥源者依當谷有縁之故調之訛習之歟、山科之門業者成西塔院之未寺、彼者當時繁昌、此者近來衰微、其謂者、併

當住持應眞依爲無器量也、是故於都鄙之間每々失面目招人嘲刺、先度如相觸去正月在所之俗輩與喧嘩之事、非指題目處、種々廻非分之調法、或忘年來昵近之厚恩、或不顧本嶺主等之憚、恣募無益之野心、其次第前代未聞之所行也、誰不存鬱憤、則亦敵人致報罪、仍忽歸迷惑、住房令燒失頗蒙耻辱、我慢果而自身之怨敵者乎、如今者一流之斷絶遮眼處也、所詮早於應眞者隱居、若眞惠法印遺命之儀在之者可守其旨、何於孫子之間相定住持之仁體爲門中可有本未穩便之興行、其沙汰更不可及返怠之旨、衆議如斯、

學頭代(花押)

○法雲
寺文書

嘗ては眞慧山上に天親の往生論を講説する事一七日、山徒より阿彌陀の像を貽られし光景と何れぞや。之を以て察するに、應眞は決して有徳器量の仁にあらず、眞慧の意或は眞智を以て住持職に擬するの念慮ありしやも知れざるなり。但し八歳の宮入室の後一年にして示寂したるを以て、法雲寺系圖に傳ふるが如く、「御坊並御寶物ことごとく(眞)智に譲りたてまつりて、勢州へ隱居して號无量壽寺」と云へるは信すべからざるなり。殊に无量壽寺即ち專修寺遷居のことは遙かに年代を過てり。然りと雖、眞慧多年懇請の結果、入室の附弟なれば、相待すること僅かに一年なりと雖、眞智に對する愛撫の念甚だ篤きものありて、專空作道士勝負記或は淨土論註見聞の如き、一山重要な書多く之に附託せられたるを見る。

眞智入室の眞意が何れにありしにせよ、永正九年十月眞慧の示寂は問題を未解決の儘にして残せり。惠琳の專修寺記によれば、當時應眞京都一條柳原にあり、眞智は一身田にあり、喪に會して應眞その徒と伊勢に電行し、伴つて眞慧の遺骸を奪ひ、坂本に葬れりとなせり。かゝる傳奇的の記事もとり信僞を保し難し。但し應眞はその居、例へ京都にありしにせよ、正しく文龜二年を以て第十一世の住持職を繼承し、同年八月二十七日には後柏原天皇より住職たるべき旨の綸旨を賜へることなれば、眞慧の示寂如何はその住持職に對しては些の影響を及ぼすものにあらざるなり。況んや眞智は入室後僅かに一年のことにして、表面上何等住持職に對する權能を與へられたることあらざるに於てをや。かくの如くにして住持職の位置は、異同を見るものにあらざりしも、眞慧の死は遂に曖昧裡に過ぎたる未了の問題を解決せずんば止まざる勢となれり。世或は眞慧寂後の二者互に法嗣を推譲せりと傳ふるものなきにあらざるも、之れ稚郎子皇子の故事を擬せんとするもの、殊に伊勢に於ける眞慧直參の僧侶所謂小坊主分と、眞慧以前主として顯智によりて法義の弘通を得たる大坊主分とは、兼ねて反目せる間柄なりしかば、こゝに衝突の導火線を得て破裂し、應眞小坊主分の擁するところとなり、眞智大坊主分の奉ずるところとなれり。此時應眞は既に二十三歳なりしも、眞智に至りては僅かに九歳なり。

到底自ら職を争ふの年齒にあらざるなり。永正九年十一月二十四日の眞智住職免許の綸旨は大坊主分の運動が先づその成功を示したり。法雲寺文書 小坊主分豈手を空しうして過さんや。翌十年二月二十三日の綸旨は專修寺文書 應眞をして「如元可爲正統」由を執達せしめたり。專修寺文書 然るに大坊主分更らに奏して同年十二月二十六日所謂棄破の綸旨を賜はり、法雲寺文書 且つ紫衣を勅許せられたりき。法雲寺文書 宮様爲高田御住御下向」を祝して庄園を寄するものあり。法雲寺文書 而して又相後る、九年、大永元年六月二十七日日應眞に對して再度の綸旨を賜ふと云ふ。

斯くの如き綸旨の強請は偶々以て兩派の争ひの醜體を曝露する證左たり。但し綸旨の示すところを以てすれば、或期間眞智の專修寺の住持職を繼承したることは明白に是認せざるべからず。然も概言すれば、大坊主分の勢力は漸次失墜せるもの、如く、永正十六年には應眞遂に一身田に入り、眞智之を避けて大別保に入り、三河に抵り、更らに越前に移れり。應眞は大永元年更らに住持職の綸旨を得たりと雖、眞智側には之に對して争へる證左を見ざるなり。

眞智擁立の大坊主分は三河に明眼寺・滿性寺の二坊、越前に勝鬘寺・專光寺・西光寺・專西寺の四坊をその主盟とす。三河は暫く別として、當時越前に於ける高田派の勢力を見るに、顯智以來その他に所

縁を結べるは既に云へり。然しながら本願寺も同時に勢力の樹立に盡瘁すること之に劣るものにあらず。覺如の時既に早くこの地に巡錫し、其後綽如・存如亦布教を重ね、蓮如に至りては吉崎山に駐るもの五年の長きに互り、遂に抜くべからざる一大勢力を樹立したり。その後久しからずして加賀に富樫氏一族の内訌あり、本願寺・専修寺の兩徒一揆を作りて各之に加擔し、遂に長享二年富樫政親の滅亡となれり。高田と本願寺との兩派が富樫の兩黨に對する關係は、頗る明確を缺くと雖、泰高の勝利は本願寺徒の勢力を増大し、遂に加賀一國をしてその徒の專權に委せしむるの俑を作れり。而して越前にありても、蓮如樹立の潛勢力は頗る強固にして超勝寺その他の諸大寺之に呼應するもの多く、高田派の存在は一派の中心地たりしとは云へ決して之に對抗するを得ざりしなり。然るに今や眞智擁立の徒根據を越前に求めたる理由は他なし、この本願寺一揆の掃蕩に殆ど全力を盡したる國主の保護を恃みたること之なりとす。

文明中一乘に城きたる敏景は蓮如に對して吉崎の地を與へたりと傳へらる。このこと猶明確ならずと雖、吉崎の退去が朝倉氏との爭論に關するものあれば、本願寺に對する關係は文明に始まるを知るべし。爾來殆ど一百年、敏景五世の孫義景、本願寺と講和せるに至るまで、朝倉氏は常に本願寺徒の掃蕩に盡瘁し、北、手取川より九頭龍川に至る線内の賀越の國境は互に爭奪の地點となれり。この間に

於て、高田派は如導系の三門徒派と合し朝倉氏の命を奉じて之に對峙したり。これを以てすれば、眞智が大坊主分に擁せられて越前に來りしもの、必ずしも理由なきにあらざるなり。況んや高田派の久しき因縁の地なるに於てをや。

眞智の越前に徙りし歳次明確ならず。但し朝倉氏との交渉は孝景の時にあり。これより先き、永正

十七年九月孝景、應眞の住持職たるを認め乍ら眞智の徒と相交歡するもの頗る深かりしもの、如し。

即ち眞智の伊勢を出で、三河明眼寺に入るや孝景に無文黒毛の馬一頭を貽り、次で鹿毛の駿馬を貽り

てその歡心を買へることあり。孝景よりて緞子香爐堆紅盆等を貽りて之に答へたりき。法雲寺文書 専修寺

側の傳ふるところによりて見れば、大永二年に至り、兩派和議を交渉して、應眞、眞智と師弟の契約

をなし、大坊主分は誓書を小坊主分の尊乗坊に交附したりと云ふ。斯くの如くにして多年の紛争終結

すれば、獨り高田派のみの幸福に止まらざりしなるべしと雖、天文六年五月應眞寂し、堯慧飛鳥井家よ

り入りて後嗣たるに及び、對眞智との關係は一層錯雜するに至れり。法雲寺文書によるに天文八年六

月十三日幕府の執達狀には、「御料所伊勢國一身田内無量寺住職事、數年被存知之云々、彌、寺住不可有

相違之上者、可被專寺宗興隆勸行之由所被仰付也」とありて宛名は當寺住持眞智上人雜掌とあり。更

らに天文十二年三月五日の執達狀には、伊勢國一身田内無量寺住持職事任去天文八年六月十三日奉書

之旨彌可被存知之由、を仰せて住持職たることの保證を確實にしたり。もとより戰國の亂脈に際し、政令の出づること一途ならざるは言を俟たざれども、大坊主分の勢力が未だ失墜せざりしを證するものなり。

當時眞智の居所明瞭ならざれども、或は以上兩文書の示すが如く、再び一身田に寄寓せしやも知るべからず。堯慧は坂本妙林院にあり。法雲寺文書に左の一通を收む。

安濃郡眞・栗兩郡御門中坂本に出仕候者、可致成敗之由可得御意候、恐惶謹言。

天文十年九月十八日

植 藤(花押)

無量寺參御同宿中

植藤は長野氏伊勢安濃・庵藝地方を領せし豪族にして。早くより專修寺に關係あり、是時書を發して安濃郡並びに栗眞兩郡栗は近江栗太郡カの門徒をして坂本に出入を禁じたるなり。原文書包紙には題して應眞へ歸依致間敷之御書とあれども、時代相合せざるを以て堯慧に充つべきなり。

眞智と朝倉氏との關係は上述せるが如く、孝景の時より既に密接なるものありしと雖、當時果して越前に來住するに至りしや否やは未だ明確ならず。その來りて一寺建立の意向を示せるは、義景の時代となすべきもの、如し。義景書を專修寺同宿中に與へて、一寺建立につき屋敷一所を寄進し證文に

裏封を訖へたる旨の書狀法雲寺文書にあり。日附九月十六日として歳次不詳なれども、恐らく永祿の初年なるべきか。永祿元年國人國永吉勝眞智に宛て、河口庄兵庫郷の地を寄進せし書狀二通傍證となすべきなり。又義景の代官景連以下四名連署して稱名寺・眞宗寺に宛てたる永祿三年十二月十三日附の書狀によれば、朝倉氏は明らかに專修寺に對して好意を表し、同寺の門弟直參の輩内々他門へ出入するを禁じ違背なからしめたるなり。但し朝倉氏の封内は永祿以降殆ど一國を擧げて戰亂の區となり、天正元年遂に滅亡せり。その後朝倉の重臣にして信長に降りし前波長俊假りに一國のことを視たりしが、書を專修寺に宛て、その末寺門弟先規之旨を奉じて馳走すべく違犯あらば交名を註して注進すべきを言へり。專修寺と宛名せるは勿論越前在住の眞智御坊たるべきなり。坂井郡熊坂地方の所傳には天正元年寺基移轉建設とあり、或は然らん。長俊信長の代官たるもの半歳ならずして越前一國は加越能三國と共に本願寺の派するところの下間頼照を頭首とせる一揆の爲めに掠奪せられたり。信長近畿多事なりしと雖、傍觀するを許さず、再攻して之が處置をなさざるべからざる立場にあり。又信長としてはこれより先き元龜元寺石山本願寺と兵火相見ゆるに至りたれば、北方の一揆征伐は北國經略に加ふるに本願寺の大なる枝葉を戡るべき二重の大目的を有するに至れるものなり。この時高田派の立場果して如何。眞慧派の消息は暫く之を措く。眞智及び相應呼せる越前・三河の門徒にありては内訌の如

何を別として起て、信長に應じ本願寺を敵となせること、朝倉氏の時代とその態度を同じうせり。換言すれば、眞智派にありては眞慧派と交渉を絶ちて本願寺を目標となすべからざる事情に至れるなり。即ち朝倉氏が永祿の末年本願寺顯如と和親を通せしより、その滅亡に至りし期間に於ける眞智側の態度は不明なりと雖、その他を通じては常に有力なる武將と縁因して本願寺を敵としたるを看取すべきなり。信長の大學來攻は種々の事情より延引せられ天正三年八月に至りしと雖、而もその計畫は既に早く之に先だつ一年、天正二年を以て充分に熟したるもの、如く、信長黒印狀を出して專修寺を始め朝倉孫三郎以下七名に充て、「越州出馬之刻可抽忠節之由尤神妙候、依忠節知行方如望可宛行旨」を以てせるあり。法雲寺文書 同時に羽柴秀吉狀して信長出馬之刻忠節あるべき由を喜び、恩賞の知行は菅谷長行を以て馳走せしむべき由を云へり。法雲寺文書 長行も亦主命を承けて、「今度被仰越通則申試候處、令承諾候彌入眼可爲簡要之旨候」法雲寺文書と述べたり。眞智は別に、信長に鼓の革を貽りその歡心を買へるあり、法雲寺文書 猶本願寺配下以外の有力なる徒黨に對しては、極力同心すべきを令せしこと、同年六月諸給人日蓮門徒三門徒に充て「今度出馬刻於忠之輩者、雖爲一揆等其罪免、本知勿論、依其身働新知可充行」とあるによりて、その對本願寺策の如何に注意を拂ひしものなるやを知るに足るなり。誠照寺文書

三年八月、大兵來りて一揆の徒を屠り、本願寺配下の諸大寺を燒盡するや、果然信長の策略その圖

に中り專修寺徒を初めとして三門徒その他の黨之に應じ、朝倉氏の遺壘を固守したる本願寺黨は殆ど國內を一掃せられたり。顯如遙に石山より書を飛して其國佛法破滅之時紛骨の肝要を絶叫したりと雖尊光寺文書 首領下間頼照の首級は、十月遂に高田派黒目稱名寺の配下によりて擧げられ、こゝに全く恐怖時代の幕を閉ぢたり。既にして信長西上し、柴田勝家北國の鎮將として北ノ庄に止るや、戦後の經營は着々として行はれたり。就中一國の處分に關しては、國內に於てこそ本願寺黨の敗亡を見たれども、加越能は未だその機に達せず、加之國內の餘蘖密に大坂に内通するものあり、信長頗る困却の色あり。茲に於てか勝家の期するところ專修寺派の保護に傾けるは、一は止むを得ざるの策に出でたるなり。而して當時國內の高田派に出したる文書概して高田專修寺とあり、これ全く眞智の寺坊を指すものにして、眞慧の配下にあらず。勿論當時にありても、舊小坊主分たる專修寺系統の存在を認め難きにあらずれども、信長來攻以來は殊に眞智側に屬したりと見て大過なきもの、如し。

專修寺門徒に對する還住令は八月二十五日早くも信長の部將菅谷長行の手によりて發せられたり。而してその宛名熊坂下方惣中とあり。法雲寺文書 即ち坂井郡熊坂郷の一部を指すものにして、眞智の根據地を明記せるもの、初見とす。續いて九月信長朱印を以て禁制三ヶ條を出せるものに高田門徒境内熊坂

郷の宛名あり。法雲寺文書 境内は蓋し眞智寺坊の區域を明記せるものなり。又同月庄日重ねて菅谷長行の書狀を以て、同門徒の戰亂に會して所在に散亂せしものを還住せしめ。法雲寺文書 或は勝家の旨を以て三ヶへ打越すべきを許し、併せて屋敷地を與ふべきを約したり。法雲寺文書 三ヶは北ノ庄三ヶの謂にして、勝家新に築城して新市場を經營したる今の福井市の地なりとす。その十月には一揆の遁竄者猶徘徊の疑あるを以て、頼照の伏誅を機會として、坂井郡濱四郷四ヶ村の高田派門徒に命じ、武具を準備して殘黨を獲得せん事を令したり。稱明寺文書 又一揆の徒をして強て改宗せしめたるもの多し。例へば同年十二月大野郡佐良谷村以下六ヶ村の惣代連署して、代官金森氏に誓書を致したるものに下の文言あり。「當村之儀本願寺門徒に付て雖可被成御敗候、高田三ヶ寺え御門徒被仰付候、忝存候。然者向後いかやうにも寺役可相働候、萬一違亂存分申候者、急度可成御成敗候、仍如件。稱明寺文書」文中高田三ヶ寺は恐らく稱明寺及び坂井郡稱明寺並びに眞宗寺を指せるものならん。

天正四年に至り、その五月勝家並びにその部將佐久間成政の眞智に致せる書狀によれば、高田門徒は大坂と各別の旨を認め、門家中男女を論せず押判すべき由を言へり。法雲寺文書 又在々所々のものに心任せずして大坂門徒たりしもの、專修寺に新歸參せるものに對して書を與へ、爾來他門へ合力の義を嚴禁したるあり。稱明寺文書 而してこの年二月十七日勝家專修寺建立についての條々を發布し、寺中の諸役

免除と奉公人に對する無禮狼籍の禁と門徒寄進の竹木採集に對して違背あるべからざるを令したり。

法雲寺文書 熊坂に於ける眞智の本坊はこの時を以て恐らくかゝる特別の保護の下に莊嚴なる再建工事を構

營したりしならん。猶三月十日を以て門家中に致せる制狀によれば、熊坂・篠岡・田中・横川・簾尾・女

谷・瀧村・宮谷・柿原・新郷・權現堂・樂園。すべて坂井郡にありの諸村を列記し、包紙に熊坂高田專修寺就建立、在

々門從違背不可在之由御成敗、勝家御墨印一通」と認めたるを見る。此等の諸村落は最も熊坂の本坊に

對して密接なる關係を有する地方なるを察知すべし。而してこれやがて熊坂本坊の成立に對する最も

確實なる勢力圏を示すものと解すべきなり。慶長前後の寺屋敷覺によれば壹町余熊坂とあり。明治に

至りて漸く原野百二十歩を餘し、今猶殘礎の點々たるを觀る。

勝家秀吉の爲めに滅亡するや、丹羽長秀代はりて越前に治し、その子長重に至りしが、この間先規歴然たるものあるを以てすべて異儀なきを規せられたりと雖、秀吉の宗教政策は信長と相違するもの多く、眞智の位置は決して勝家當時の如きものにあらず。加之天正七年眞智職をその子眞空に譲りしと雖羸弱の仁法雲寺所傳系圖既に「病者にて腹ふとくなり、行歩も正しからざれば、自づから公義もせざるゆゑに、續いて繪旨も申うけずとなり」と傳へたるを以て見ても、寺運の發展遂に期すべからず。天正十三年七月四日、眞智示寂し、又十四年五月二十日眞空の遷化を見るに至り、勢力遂に復すべから

ざるなり。但しその子養するところ眞能あり、その子に眞教あり、三河・越前の門徒に擁せられて江戸幕府に對し、熊坂專修寺の正統を主張したりしも、時期既に遅し、寛文三年遂に最後の判決を與へられ、眞教父子の流配と寺院の破却を以て漸く紛争の解決を見たりき。今丹生郡大味浦法雲寺は實にその遺藁眞觀に出づるなり。

斯くの如くにして、眞智の時代は恰もその避難所たる越前は偶々本願寺と相容れざる諸侯の治するものありてその立脚點を見出すこと割合に容易なりしと雖、亂世を送りて平和の時代を迎ふるに當りては、外護の勢力にのみ依頼したるものは危く、一時の壓迫に心ならざる雌伏を敢へてしたる本願寺派は門徒先づ所在に頭を擡げて寺院之を激勵し、一夜に數百、一月に數千、暮年ならずして天正初年の勢力を奪取せり。此等の事實は天正八年石山開城に至る間、勝家の看視嚴重を極めたる時期に於て、猶籠城の物資を運び、或は馳せて佛門に倒れたるもの少々にあらず、宗主自ら或は名號の大旗を與へて、佛祖の加護を謝し淺田文書之を激勵したるなど西念寺文書の事蹟は佛徒としての所業の如何を別問題として、その本末の關係を強固にしたる主要なる原因とすべきなり。

既にして本願寺にありても、天正八年石山の開城に際し、顯如の長子教如議合せずして孤立し、次で准如との間に東西分立の端を啓くに至り、恰も專修寺の兩黨樹立の舊態を繰り返へしたりしが、各

々の地盤の奪取と固定とは全力を擧げて之を失ふなからしめたり。今越前一國を以て類推するも、所在由緒の寺院にして、天正以降慶長に亘り、教如・准如の何れかが染筆せる書狀を有せざるなく、而もその文言句々眞情を吐露して、門末を奮起せしめざれば止まざるの概あるなり。今一例として擧ぐるに、坂井郡吉崎願慶寺藏するところの教如書狀を以てせんとす。歳次を附せざれども文意より推して、天正八年教如石山脱出前約一ヶ月のものに係るなり。

急度染筆候、今度當寺既可相果之處、以弔覺悟無異儀相踏候、然處雜賀より御書再以夫節當寺之儀不可有馳走の旨國々在々所々へ被仰越之由候、此條御供之輩今度は無事被張行、剩信長へ以一味同心之内存の様に相成、當家破滅の造意共あさましく歎入候、就其是非共當寺相拘慈尊三會之曉までも、聖人の一流退轉なきやうにとの憶念、又は蓮如上人已來數代の本寺を此度法敵に可相渡事無念之條如此候、然ば佛法再興たるべき時は、雜賀にも連々可有御納得候歟、此刻諸國門徒之輩、弔一味同心に當寺相つゞき候様に馳走候はゞ、聖人へ報謝併可爲満足候、兼又今度直參に可思召之旨被仰出候、或は望申輩有之由不可然候、又門徒を他の坊主に可被仰付候由假令思召より又は依望難被仰付候、重て自是可申付候條可得其意事肝要候、就中彌信心決定有て佛恩報謝の稱名念佛油斷あるべからず、猶佛法の一儀可有崇敬事肝要候、萬端たのみ入計候、猶按察法橋可申候、穴賢

七月二日

教

如(花押)

五八〇

これを要するに眞智の獲得したる地盤は決して所縁なきものにあらず、諸侯の外護殊に篤きを以てして、惜むらくは常に受動的にして、進で人心を收攬するの方策を忘れたるもの、如し。これ一朝にして根據を奪取せられたる原因たるべきか。殊に諸侯の禁制を待ちて、寺門の安定を期したる事大思想は、天正十八年中秀吉の朱印を獲んとして辛うじて石田三成に倚頼しその目的を達せんとしたるに徴せらる。當時の言上書の一節に、「北條御敵申さるゝに付て關東諸家中奥州迄御朱印なされ、御意として石田殿仰付候間、路次不合期たりしと雖、身命をかへり見ず、つゝがなく罷下相届申候、此上は右に石田殿御墨付をもつて御約束候間、御訴訟可申上と存、在京仕候處に、今度奥州へ御陣立に付て遅候、迷惑に存候、念々御慈悲をもつて御糺明なされ、有様に被仰付、御朱印なし下され候へば忝可奉存候。法雲寺文書」と云へるは、又以て諸侯の一顧を重大視せる状を見るに足るべし。

但し、さればとて到底その時代を離れて史實を解せんとするは難し。一朱印の大なる效力を有したりしこともとより論なかるべし。然れども力は時代の如何を問はずしてその結果を左右すべし。眞智の法脈遂に振はざりしもの、所詮は力の足らざりしにあるべきか否か。(大正七年七月)

三 蓮如上人の山科坊地占據について

研究の興味はその結論に達する迄の道程にある、逶迤曲折を重ねた道程をグン／＼論理的に押し進んで行くところにある。或る透視術のやうに千里先きの事象を何等の中間屈折を経ないで云ひ當てやうとするのでは、假りに結論が當つたにしても到底承知が出来るものではない。私は今歴史上の諸問題を數學の問題の解答と同一に見やうとするものではない。然しよく方式を使はないで與へられた問題から直ぐに答案丈けを豫測して何々の発見と云ひ觸らす流行は決して正しいことではないと考へる。但し斯く云へばとて長らく解らぬ大きな問題、若しくは一寸した小さな事件でも證據材料の具備しておらぬ爲め疑問として残された問題は無數にある。此等總べてに論理的な筋道をつけて行くと云ふことは正しく百年河清を待つ如しである。そこで我々は斯の無定見の透視ではなく或る許さるべき條件に中間計算を経過せないで結論らしいものを假定し、逆にその道程を筋付けられる丈けの運算を試みやうとする場合を持つ。若しその道程に排列せらるべき必要な方式が見付らぬとすれば假定した結論は無論充分な價值を有たないことになるであらう。

今私は中世佛敎史の大立物であつた大谷本願寺の蓮如に一例をとつて考察して見たい。

蓮如の一生は單にその壽命のみではなく、波瀾曲折の限りを盡した頗る長い場面を持つてゐる。從つて戲曲的場面の多いことも高僧傳中の隨一として數へられやう。私は今盡く其等の問題に觸れやうとするのではない。唯彼の傳記の中で割合に興味と疑問とを以て迎へらるゝ本願寺中興の勢力を樹立した中心地、それは寛正六年の大谷破却から引續いて占據せられた近松・吉崎・出口・山科・大坂其他隨所の關係地についての寺院設置、換言すれば勢力中心地の設定に關して考察を試みやうと思ふのである。その中でもこの小篇では山科についての管見を述べることとする。

蓮如が北國の根據地吉崎を退去して河内の出口に落付いてから足掛け四年して文明十年に山科に上つて來たのは、決して當座凌ぎにその地を物色したのではない——頗る餘裕ある撰考の結果と見るべきである。蓮如自身の言葉を籍りて云へば「抑當所山科之村にいかなる宿縁ありてかふしぎ去ぬる文明十年の春の比よりこの在所を以て一字の坊舎を建立」したと述べて單に宿縁一點張りのやうであるが、彼の六十四歳以後その示寂八十五歳に至る二十餘歳を、その間大坂石山占據のことはあるにしても、この山科を現世の佛國として諸國門侶の渴仰地となし、延いて天文破却の時代に至る三十餘年間の根據地たらしめたとすれば、その占據事情には餘程の委曲があつたこと、考へられる。然しこの

點については蓮如の傳記を漁つてみても大した參考記事がない。拾蘆記によると山科郷内の音羽村に一字建立の後第五子兼祐を院主たらしむる筈であつたが、加州に行くこととなつた爲めこの草坊は休息所の體になつたのを、蓮如が偶々そのところで鑿泉の奇瑞を示したので附近の村民は大略門弟になつたと記してゐる。此記事は何年のことか明白でないが蓮如と山科とのある結合を示す重要な挿話である。然し京都の近接地として早くから寸尺も餘さず開墾された近郊に信徒獲得の如何は別として寺地の設定と云ふことになれば先以て考へなければならぬのはその地の領主關係である。蓮如は一體其地方の領主から如何なる關係と方策とを以てその地を獲得したのであるか。山科本願寺々地——帖外御文に「山城國宇治郡小野庄山科之内野村西中路」の領有が何人であつたかについて從來研究されたものは、寡聞では長沼賢海氏が史學雜誌に連載された「蓮如上人について」の論文中、前後二回に涉つて頗る詳細な考證を試みられたものを知つてゐる丈である。但し長沼氏も別段蓮如當時の史料を提示して議論を進められたわけではなく、主として天文以後の文書と記録とを以て推測せられたのであつて、それによれば第一、山科本願寺坊地は醍醐三寶院の所領内にありしこと、第二、野村及び他の山科、東山の諸郷に買得地の頗る多かりしこと、第三、坊地の管理は坊舎の亡びて後海老名氏之に任せられし如き形跡あること、並びに本願寺と所縁深き山科家がその後同地の領主であつたことを縷述してゐる。

られるのである。

今この綿密な諸種の引用文書若しくは記録から推定された結論を見るに、天文當時の所屬關係は斯くの如くであつたと云ふことは云へるかも知れない。然しそれより三十餘年前の蓮如當時に之を的確に當て箝める何等の證左を有してゐないのである。さればとて斯く云ふもの、蓮如自身としては何となしに宿縁地であつたこと丈けしか述べてゐないとすれば、都合のよい合理的な確證は外にありさうにも思はれぬ。唯私として考慮の中に入れなければならぬと考へるのは、蓮如と園城寺、園城寺と山科との關係から導かれる蓮如と山科との關係である。

蓮如活動の振り出し、寛正六年の本願寺破却事件は、云ふ迄もなく山門延曆寺衆徒の本願寺の勢力嫉視より起つたことである。其時虎口を脱した蓮如の避難所は、近江に於ける所縁地であつた堅田・金ヶ森・赤野井其他の信徒にあつたことは云ふ迄もない。然も其等の信徒と雖、山門を向うに廻して之に對峙することは出来ない相談である。武力の上から蓮如の倚賴するに足るのは必然の結果として寺門であつた。園城寺が延曆寺と同じ天台の流れを汲みながら、永久に骨肉の慘禍を重ねてゐたのは餘りに明白な事實である。

今や延曆寺に追ひ立てられた窮鳥が差當り保護されるのが園城寺であつたのは少しも異とするに足らない。文明初年の近松御坊の創建が少しく明白を缺くとは云へ、兎も角園城寺々城を割いてその一時凌ぎにせよ坊地を設定し得たことは、その相互關係の密接さを示すものに外ならぬ。但し近松が絶對安全を保證するに足る丈けの位置であつたか否かは問題である。蓮如傳記に彼が天津の濱から間近く朝夕見下される比叡の巨刹が絶ざる脅威であつたと云はれるのも尤もなことである——こゝに於て文明三年の北國下向が決行されることになつた。

蓮如の經歷は變轉を重ねて今や文明十年正月河内から山科に上つて寺基を定むるに當つても、彼は近松に越年して山科の規模を劃策するのであつた。つまり山科坊地の經營は近松御坊に於て定められたことである。次で十二年霜月御影堂の建立が粗々定つたについて、その十八日近松の親鸞影像を移すに至つたが、當時の事情は金森善立寺の「蓮如上人之御事」に「霜月十八日夜に入りて天津^{近松}にましくける根本の御影像を移し奉り給ふ、この時天津三井寺の大衆等申し詰ることあり、其故は天津に御影像おはしませば地下寺中繁昌することなるを今又山科へ移さるゝ事謂れなしと頻に大衆一同に憤けり、然ども山科以て遠からず同前の事也なんと種々申し嘸て夜に入て御影像を出し申されける、是より諸國の門人一同に渴仰の心に古へにまされり」と見えており、拾遺記の記事亦大同小異である。此で以て見ると、近松坊と園城寺との關係は恰も蟻と蛾蟲とが互に利用しつゝ、共同生活をしてゐるの

に酷似しておつたのである。

以上のやうなことは誰も知つてゐる蓮如傳記の一部である。然し斯様な園城寺對蓮如の親密な關係を背景として、その上に何か園城寺が山科の地に特殊な關係を有つて居らなかつたかと云ふことに考へを及してみたい。何となれば蓮如の山科占據事情が園城寺關係から辿るべきやうに思ふからである。

これから以下は一先づ蓮如を切り離して單に園城寺と山科との關係を考へる。園城寺文書を吟味して見ると、南北朝時代の初めから武家方として忠勤を抽でた園城寺は、その功勞に應じて恩賞を食ふことにも決して抜からなかつた。年月を逸してゐるが、多分觀應・文和あたりのものと思はれる園城寺申條々と題する事書の中に「一、山科七郷粟津五ヶ所並松本住人等、相從當寺衆徒可致忠節由可被成御教書事」と見えて、山科七郷はその他の個所と共に領有關係のあつたことを示しており、永享五年七月二十五日附では足利義教將軍が沙汰狀を同寺衆徒に致して、勢多橋の警固に關し山科七郷粟津五箇所の土民を催して嚴密に沙汰すべきを命じてゐる。山科七郷は所謂山科の中どれ丈けの部分を包括するものか明かでないが、その稱呼は室町末期迄常用せられ、その中に蓮如の所謂野村附近をも込めておつたことは確かである。言繼卿記大永七年五月十四日の條に、領家分代官職の補任狀があ

つて「山科郷之内西庄・野村・西山兩郷」とし、天文元年十月二十九日條に「山科七郷之内西庄の事」とあるを參照すれば、野村は七郷中の一部であることは明白である。そして七郷は恐らく山科の大部分を稱するものと解せられる。斯して山科の大部分は室町時代の中期頃には確實に園城寺の所領であつた。更らにその部分的の證左を擧げるならば、園城寺文書に左の一通がある。

園城寺地藏尊領山城國山階小野西庄事、爲守護使不入之地可全寺用之狀如件。

應永十九年四月十七日

勝定院殿様 御判

上光坊法印

○
即ち小野西庄は守護使不入之地として上光坊に寺用を確保せられたことである。蓮如自記の「小野庄山科之内野村」はこの中に包括されること、考へて敢えて不都合はない。そして天文亂の起らない前、享祿中の室町幕府執達狀に左の一通がある。

城州山科内西山並野村兩郷散在當寺一切經料所事、捧證文佛地院長祐歎申之條被成奉書訖者、可被抽御祈禱精誠之由所被仰下也、仍執達如件。

享祿二年四月十七日

散位 ○花押

園城寺 雜掌御中

これで見ると西山及び野村には本願寺坊舎の確立當時猶散在の一切經料所が嚴存したことになる。――

本願寺の根據地を包括して園城寺の領地は散在したのである。文明十年近松に越年して銳意山科本坊を經營した蓮如のその根據地は、相距る六十餘年乃至四十餘年前の應永・永亨の頃には確實に園城寺領であり、蓮如の歿後三十年にはその本坊を圍繞して同寺々領が猶存在してゐたことになる。

更に附言すべきは園城寺側から山科への通路――大きく云へば城・江兩國の要害を境界としてゐる逢坂附近も亦園城寺の領有するところであつた。北朝建武三年九月二十四日には院宣を以て逢坂關所は寺領として執達せられ、曆應四年八月には惠鎮が園城寺護法社に上分物五十貫文を寄進してゐるが、それは近江路、四宮河原新關々務得分之内と稱してゐる。得分であつて見れば同寺直接の領有ではないけれども、兎も角逢坂以西山科の接續地點は全く園城寺の勢力範圍であつたことは疑ふ餘地がない。この状態がいつ迄續いたかは明白でないけれども、蓮如が近松を中心として前後兩地へ活動しておつ

た頃には、園城寺勢力圏内の安全地帯を故障なく往返したと見ることが出来ないことはあるまい。斯して蓮如對園城寺關係の背景を作る上に、山科への接近地が園城寺と連續して領有されておつたと云ふことは、一つの積極的材料となり得るものであらう。

私は最初に斷つた如く、この問題を論證すべくその道程の方式を未だ綿密に充分に辿らせることは出来難い。蓮如が果して山科の坊地を園城寺の持分の内から割與されたと云ふ結論が出るか出ないかは疑問である。唯可能性があり得ると考へるのでこの不完全な一道程を示した迄である。私はこゝでこの道程を切り離さなければならぬ。

最後に長沼氏の論文に引用された諸種の文書にしても、私がこゝに一つの背景を畫いた下に引ばつてきた園城寺文書にしても、矢張鹿を追ふ獵師山を見ずで、山科坊地に關係のあり相な地名さへ出て來れば鬼の首を取つた心地で持つて來る。これは當然のことで、斯くせざれば結論に達せないわけである。と云ふものゝ、最も心を留めなければならぬことは、この種の知行地に關係した文書では一の庄名が見え、一の字名が見えたからとて、必ずしもその地域に該當しない場合が頗る多いことを知らね

ばならぬ。舊式の見方では或る年に或る者の領有した庄園の名稱が出て來れば、すぐに庄園一圓、その字地全部のやうに早合點する嫌がある。私はこの問題に對しても今少し突込んで、早くは同地の條里圖坪付帳、若しくは檢地帳、小字調等を精査して、一層有効に引用文書を生きらかしたい希望を有してゐる。進んでは長沼氏の引用文書をも更らに精査して幾通りにも交錯して現はれた領地關係を突合せてみたいと考へる。けれども、それは他日を期して一層廣く諸方面の材料を蒐集した後、更らに改めてこの問題を正しく計算して結論に達すること、したい。(大正十二年三月)

四 眞盛上人と皇室進講

天台念佛門の復興者眞盛上人は別段一宗開立の意志を持つて教界に獅子吼を試みたわけではなかつた。

然し上人の人格そのものは實によくその統率した徒弟、化導した宗團に對して反映された。上人の存在は偶然その時代を共にした本願寺の蓮如上人と頗る明確な對照をなすものであつた。其等の點については嘗て少しく論證するところがあつた。

○前記拙稿「室町時代の教界と蓮如及び眞盛」参照

然も本願寺蓮如が教化に主力を

盡したのは庶民階級であつたのに對して、眞盛はどちらかと云へば頗る無關心であつたと云へる。勿論上人の法苑に集る人々は庶民階級が大多數であつたには相違ないが、その最も緣故の深い伊賀・伊勢・近江・越前四ヶ國の有力な武門は勿論、室町將軍を始めとして畿甸に時めく數多の將帥に對しても、その懇請に應じて教苑を張り、聊も追從諂曲の詞を聯ねず、仁義五常の旨を述べ成敗憲法の道を諫教するものであつた。而してその女人濟度の點に至つては蓮如と全く同じく、殊更に罪障の身を安樂

往生の道に誘つたことである。

二

斯の如くにして眞盛上人の生涯には強て武門に媚びてその位置を鞏固にし、衆庶に縁引して教線を張行せんとする態度は少しも見えなかつた。

然もこの間に於て皇室に對して結ばれた關係は上人の傳記に一の光彩を添加するものであるが、これは上人の性格から推察しても、自ら強て宮廷を自己の背景に宛てんが爲めの計畫でないことは斷るまでもない。

上人の傳記として最も古いと稱せらるゝ往生傳は明應四年三月即ち伊賀西蓮寺に於て示寂されたその當月に高弟眞生の手によつて述作されたものであるが、その序文中には上人と皇室との關係につき「聲漸播世上、德忽聞天下、肆忝對萬乘之尊主、奉授淨土教門」と見えて、その名聲高きを以て召さるゝところとなつた旨を記し、その教化の上下に亘つたことを述べて「自上一人至下萬民等、傾歸敬頭同合渴仰掌」と云ひ、更に具體的には、その本文中に上人臨終に際してその護持佛を禁裏に觀覽あるべしと遺言したと云はれてあり、或は主上が上人臨終の日東天に紫雲の棚引くを觀覽になつたと云ひ、

その一向專念の行を勸むるに當つては、天子將軍たりと雖道理を説いて毫も憚らなかつたと述べて、その天子に附注して「當今様後土御門院也」としてゐる。但しそれは何年のことであるか時日を示してゐないが、別の箇所「忝十善萬乘聖主傾玉冠受五戒、一天四海儲君下錦茵而授十念、爰以壽牌四大字今上皇帝○御土御門院勅筆、自讚四句偈春宮親王尊翰、見者共稱嘆唯人不尊重、彼自讚云、飭毀戒質誤居持律之職、入念佛門猶疎稱名之行 所期者一得永不失之戒、所憑者彌陀兆載之願、明應元年壬子十二月二十七日」と記された一節がある。之で以て見るとこの勅筆と親王の御筆とは明應元年十二月二十七日になされたのであつて、上人は此時宮中に召請せられたわけになる。

現にこの勅筆「眞盛上人」四大字一軸は後土御門天皇の御花押を載せ奉つて西教寺として國寶に列せられ、春宮親王○後に後栢原御筆は僧等龍の上人影像に題せられたもので同寺重寶黒衣御影と稱するものである。然しそれには別段明應元年壬子十二月二十七日の日附が記されてゐるわけではない。而して亦同畫像の裏書に「盛上人慈像一幀西教寺常住、文龜癸亥歲僧等龍圓自讚夷則三十日被下宸筆供養伴品初五記者山上修之」とも見えてゐるから、之だとすると文龜三年の者で、この時は既に上人も示寂後久しいことであり、春宮親王も御踐祚になられて後になるのである。

三

以上は往生傳に見えた上人と皇室との關係記事である。尤もその他に後土御門天皇第二皇子尊傳法親王に對し奉つても頗る密接な關係があり、往生傳中「自二宮様尊書、越前御下之事、附貴報之事」の項に明應三年正月親王より上人への書翰四月並びに五月の兩回上人より親王への書翰以上三通を收めて道心の開發を吐露したことが見える。然し今暫くこゝには問題の混雜を避ける爲めにそれはそれとして差置て、上人の宮廷進講の方に立歸ると、以上往生傳では兎も角充分明白とは云へないが明應元年十二月のこと、すべきである。

次に上人の傳記として示寂後久しからずして附弟盛俊の述作になつた繪詞傳ではその書中に、上人の勸化世上隠れなきにより後土御門院の叡聞に達し御受戒の儀にて前大納言飛鳥井雅親を以て上人の招請せられたことを敘し、之を辭退し奉つたけれども勅命三度に及び、遂に參内して主上王子儲君皇后官女等宮中殘るところなく説法した旨が記されてある。時日を逸してゐるが前後の關係から少くともそれは文明の末年乃至長享以後に係る様に推察することが出来る。

次に上人の傳記として體裁の最も整つた西教寺中興眞盛上人傳普通西方尼寺傳に據ると「天子受戒」

の一節があつて、それには後土御門院が飛鳥井雅親を使者として之を召され、勅請三度の後明應元年三月七日上洛千行山上善寺を宿院として十日間鳳闕に參し授戒のことがあり、その時、叡感の餘り壽牌の大文字を御染筆になり、上人の自讃は春宮の尊翰によりて下賜せられたと云ひ、又念佛の安心を記して奉るべき勅詔により、飛鳥井卿へ進覽するところがあつたと書かれてある。この奏言は所謂「奏進法語」であつて、講述に手を染める隙なくして示寂した上人の數少き講説として、一宗教義の根本とせられたもの之である。

以上三本によつて上人對皇室との關係を見ると、結局明應元年に勅請三度の後參内して御授戒申上げたことに粗々一致點を見付けるやうである。

四

宗内史料の示すところでは以上の如くであるが、次に朝廷側の記録から之を檢討すると宗内の所傳に見えてゐない新事實が頗る詳細に記載されてゐる。

吾等は一々の論議を後にして何よりも史料そのものをこゝに抽出することとする。その第一は親長卿記の記事である。

「文明十七年十一月三十日參内、依召也、今度山門西塔南谷住侶○眞盛隱遁黒谷、講釋等有其聞、諸人歸依之由被聞食、女中達以所望之分、可申遣、元應寺存知之仁體也云々、何様可申遣、但如此不慮之仁體出現、有外法之聞者也、信仰如何之由申了、無意義之由、梶井宮被申云々、其名字眞盛、十二月六日、自元應寺有使、眞盛大徳雖爲斟酌、仰之上者可罷上於京都旅店事、並定日事可被仰下云々、即侍使者伺之、自來八日七箇日可爲往生要集、旅店事可置宿所云々、即仰此子細了、八日眞盛大徳上洛、即奏聞、自今日有講釋、參内、下姿、於長橋局有講釋、人々祇聽聞」。

この文明十七年には親長は前權中納言正二位で年六十二按察使であつた。闕下親昵の老臣としてその記事は充分信據すべきである。この史料について先づ第一注意せらるべきは文明十七年十二月八日に上人が上洛して七日間往生要集を講じ奉つたと云ふ點である。一體上人の傳教大師の廟前に參籠して往生要集義を感じし一流を思ひ立つたのは何年のことであるか。往生傳では文明十五年に山徒と往來を絶つて黒谷に逃れ往生要集義を徹すと丈けで明確にしてないが、尼寺傳では文明十七年六月四日感得としてゐる。而して繪詞傳では文明十八年春初先づ東坂下生源寺に於て說法を始むと云ひ、尼寺傳でも同じく文明十八年二月時正の比生源寺にて七日間往生要集を講説せるを云ひ、抑この講説を以て上人一流の宗義を先づ第一に世間的に發表した紀念すべき法苑として特筆してゐるのである。そして

此等三傳の傳へではこの講説後漸次その名聲高く、勅請屢次屢、參内奏進したと云ふ風に記されてゐるのである。然るにこの親長卿記では極めて明白に宗内の所傳十八年二月の開講に先だつ二ヶ月、既に上人は宮人に一七日の往生要集進講の事實を示してゐるのである。然しこれは必ずしも三傳が共に誤つてゐるのでは無くして、この重要な出來事を脱洩してゐるものと思はれる。而してこの事實は獨り親長卿記にのみ見えてゐるのみでは無く、後法興院政家記にも文明十七年十二月十八日の條下に「傳聞、黒谷聖眞盛自去八日一七ヶ日禁裏長橋講往生要集云々」と記されてゐる。この近衛政家は當時前左大臣従一位で年四十一前關白であつた。而して稍この事は奈良の大乗院にあつた尋尊僧正の記にも見えてゐる。それ等については更らに後記するところがあらう。

五

斯くの如くにして上人の進講は非常に早いのであつて、假りに文明十八年二月坂本生源寺に於ける往生要集の開講を一流開立の宣言だとすれば、既に、その以前にその法流は宮中に入つてゐるのである。

更らに前出親長卿記の記事を仔細に檢すると、この突然現出した説教者に對しては例へその名聲が

叡聞に達し女官達が所望したからと云つて無雜作に參内せしめるべきではない。結局梶井宮の進言で招請したわけである。然るにその結果については上人の進講は實に立派であつた。前出政家の日記にはその續きに更に聞書を敘して、

「主上内々御聽聞云々、御信心無比類云々、諸人歸依又不可勝斗云々、結願日主上於議定所有御對面。」
と云ふ優渥な御誂を蒙られたのであつた。而してその十四日には、

女院以下女中悉御受戒云々。

と見えてこの時少くとも女院以下多くの女官は受戒せられたのであつた。主上の事は記されていないから別の事として、三傳には明應中に女院などの御受戒のことが所見してゐるけれども、實は既に早くこの時興行せられてゐるのであつた。

次に猶一つ逸してならないことは、この場面の光景は政家記によれば

「(主上)御布施引合一朱盆香合等相副、長橋女房被遣之處、悉令返上、奉書許給置云々、此聖天性無典欲者也。」

と云つてゐる。之は尋尊僧正の大乗院寺社雜事記文明十八年三月四日の條によると、

一、京都仁說法之智者在之無欲者也、於禁裏内々御法義有之云々、御對面、

西塔 横川之黒谷法師也、智喜坊信盛今津宗委云々」

とある傳聞に合致するもので上人の性格が眞に活躍してゐるのを感じる。

この「無欲」は實に上人の面目そのものであつて、繪詞傳、尼寺傳などによつて見ても、義政將軍の布施を返送したことが見え、往生傳には奈良僧の施入せんとした唐墨一挺すら餘分のこととして受けなかつたことを載せ、その制戒條々によれば無縁の散錢を辭退し、寺領の寄進を他日爭論の基因として受用せず、布施をも納所せしめなかつた事であるが、今此等の外部記録にその眞面目を大書してゐるのは蓋し從來上人の傳記を裏書して更らに一層の生彩を放つものと云はねばならない。而して亦それは耶蘇會士日本通信中一五六六年^{○弘治二年}九月五日堺發フロイスからゴアのイルマン等に宛てた書翰中にも

「約五十年前阿彌陀の宗派の中に新なるシンセイと稱するもの起り悉く一向宗を排斥せり。此派は一切絹物を着用せざる宗規を有し、其衣服は厚き紙にて作る、彼等は貧しき生活をなし、世俗的華美外觀を示さざるが故に評判悪しく重せられず。」

と見えて、その大要は當時の聞書として斯く云はれてゐたものであらうと思はれる。

六

上人の宮中進講に關する史料を検して得たところの事實は大體上述の如しであるが、然し吾等は猶一つの史料をこゝに點出して上人の徳化が彌が上に雲上に深き榮寵を有するに至つた歴證を積みたいと思ふ。それは西教寺に所藏されてゐる湘編祕書中にある眞盛上人年譜の終りに年譜とは別段の關係なしに抄録されてある青蓮院舊記の拔萃で、江戸時代の寶曆八年に青蓮院宮の御氣色に依り當時の法印大和尚が伊勢西來寺眞荷に與へたもの之である。それによると上人は文明十七年十二月の參内講説の時より四年の後、長享三年^{〇延徳元}三月恰も足利將軍義尙が近江鉤の陣で重態に陥り薨去された前後にかけて、五日間參内追講せられた史實を示してゐるのである。

以下その抄録を列記すると左の如しである。

「或記曰
長享三年己酉^{八月廿一日}改元號延徳

三月二十三日

自今日至二十八日眞盛參内、於長橋局談申提婆品云々

二十四日

二十五日

於勾當、眞盛上人提婆品講釋、出御簾中直垂家等被構假庇、雜人等庭上群集不可然事也、但佛法結緣利益無量平等終受十念。

又、於勾當局法談聽聞、自二十三日朝夕二座也、事訖退出于時日沒程也。

二十六日

參内、於勾當法談聽聞、今于於眞盛上人旅所有圓頓戒、此上人不取布施、以斷物爲布施云々、中略之、歸宅之後又參内、聽聞同前、又參内聽聞依室町殿御事早々可被相果之間、俄今日及三座云々、從一位内大臣征夷大將軍右近衛大將源義熙^{元義尙今日、薨廿五歲}

二十七日

參内法談聽聞、提婆結願也。

右一卷者

後土御門院御宇、眞盛上人於長橋局法談等之事、青蓮院御門跡舊記之抄出也、今度西來寺當住眞荷懇望賜之、自長享三年歷三年歷二百七十歲也、而今一宗更知之、寔爲佛法之冥感者歟、依青蓮

院宮御氣色録子細訖。

寶曆八年二月十一日

法印大和尚位 判

之によると、宮中長橋局或は勾當局に於て法華經提婆品を朝夕二座御進講申上げたことであつた。而も二十六日には義尙將軍の凶報で急に豫定を早めて三座を講説し、二十七日で結願としたのである。而もこの文中で相變らず布施を受けられないことを特記し、又局中に於ては直垂衆以下の群集は禁斷の個所であるに係はらず、結縁の爲め之を寛容し、十念を授與したことが明示されてゐる。猶この記録は後年の追記である以上、嚴密に云へば史料としての價値に問題があるかも知れないが、その文體と跋語とによつて大體正確なものとして認定せらるべきである。斯して上人の宮中進講の事實は更らにこの一項を加へることになるのである。(大正十四年一月)

五 長安寺創立

一

蓮如の出世によつて、あらゆる方面に面目を一新した本願寺にとつては、近江一國は決して忘るゝことの出来ない、根強い根據地であつた。

園城寺の庇護の下に、大谷を脱出した蓮如は、堅田・赤野井・金ヶ森などの篤信の教徒を、どれ丈け頼みにしたか知れない。そして、諸國經廻の後、山科に一佛都を現した頃には、僧俗の門流殆ど一國に涉らぬ限無きに至つた。されば阿鼻叫喚の呪ひを擧げた諸國一向一揆の亂が、元龜以降、顯如宗主と信長との間に更に大なる覺端を開き、所謂石山合戦開始さるゝに及んでは、此國の僧俗門流亦相應呼して起ち、聖人一流の危難に赴くもの、彼の加越の徒と選ぶなきであつた。斯して前に淺井氏の指揮の下に織田氏を苦めた湖北の十箇寺騒動があり、亦湖東に番方講、高島に三浦講の如き頑強な僧俗の大團體があつて、切りに忠勤を抽でた。

然し、我等は今こゝで此等一揆の行動を細敘する積りはない。唯栗太郡山田庄を根據とした一道場

と、その主僧、及び信仰を共にする教徒が、斯かる背景の下に存在して居つたことを、先づ讀者に思ひ浮べて頂ければそれで善いのである。道場主は永久坊と稱し、過去帳から逆算して、天正の初年頃には六十臺の頑健な身體を湖南と大坂との連絡に盡瘁してゐたと思はれる。寺傳によれば、矢張寺院創立の源流を親鸞在世期に迄引上げてゐるけれども、恐らく佛縁の有無は別として、所謂道場として永久と稱するその前身然るべき一豪士が、同行を糾合した坊舎であつたものと解するのを穩當と考へる。

二

我等の披見した長安寺所藏數十通の本願寺關係往復文書の中で、第一に注意せらるゝのは、其等の折紙の常として紀年を缺いてゐるけれども、種々の點から考へて天正八顯如父子石山退出の年前後に互る門流僧俗からの進物の謝狀これである。宛名は區々一定してゐない。或は野州・栗太二郡門徒中とし、或は一々の門流の所在地を列らねて、鳥目、糧米乃至苧・綿・大根・鯉・鮒等に至る迄零細な而も心からの進獻を示してゐるのであるが、此等の書狀によれば、門徒の所在は、大體に於て山田即ち湖岸から、草津・瀬田、更らに山手に入つて金勝・田上に互るから、野州・栗太二郡とはあるものゝ、その確實なる同行——その道場を通じての門徒の分布は、粗々栗太郡の大部であることを知らしめる。

第二に注意せらるゝことで、本文書の最も價值あるものは、顯如・教如父子の開城當時に於ける教書之である。石山の開城は、本願寺としても、織田氏としても、亦恐れ多く宸襟を惱し奉つた點に於ても一大事件であつた。況んや、顯如父子の決意の相異から、本願寺として兩流分立の端を啓かしめたことであるから、當時存在して居つた限り、兩本願寺門流の寺院には、當時の關係文書は必ず持傳へてあるべき筈ほど盛に、顯如父子の手から出されたものである。而も、長安寺の場合では、我等の管見の限り、最も複雑に、亦最も委曲を盡した兩派の教書を保存してゐて、此等によれば、最も詳細に、最も露骨に、兩派の葛藤門流の奪取事情を知り得るのである。

此等の教書を検する前に、一應記すべきことは、門徒の進物受取によれば、前述各地の僧俗としては門跡即ち顯如、新門即ち教如に對して、唯父子と云ふ丈けの區別の外に、何等の分け距てなく、兩者に心からの公平な進獻をしてゐることである。之に對して、父子互にこの家宰の手より、所謂御印を捺さしめて證狀とした。**光明**は顯如、**評定**は教如、亦主として請取に對しては、一は**達**、一は**續**を用ひてゐる。然るに、其等の印章のある證狀は、數に於て相半ばせる有様で、要するに開城頃にあつては、同門徒の間には、未だ何れに對してより多く志を寄せると云ふことは無かつたこと、察せられる。これ恐らく、當時廣く諸國ともに左様の状態であつたらう。

斯の如くして、彌々天正八年三月十七日、信長、顯如の間に和約の誓狀交換せらるゝに及んでは、驚くべき勢で、顯如・教如父子の手から、交る交るその立場を宣言してゐるのである。その最初のものは、顯如の雜賀退出前、即ち四月十日より一ヶ月餘先き、閏三月七日附で、先づ教如の誓詞が見える。それは、堅紙に最も改つた態度で書かれたもので、内容は、數代本寺聖人の御坐を信長輩の馬蹄に汚されんことを慨し、飽迄籠居を決せるを述べ、而も、「此儀更以御門主に對し私曲をかまゆる所存」に非ず、當流相續の爲めなるを以て、一味同心の者は連署すべきものなりと云ひ、教如のものとして割合に穩當な態度を示したものである。次で十數日を距て、第二回目の教如の教書に接する。これは、信長との一和を彼方表裏眼前なりとして、彌々踏止るに決せるを宣せるもので、可なり慍急の情を具してゐる。一帶に、教如の宣言書は、顯如のそれよりもよく多く發せられ、亦早くより出されたこと、考へられるが、顯如の雜賀へ退出頃になると、兩者競ふて益々頻繁に書を飛ばしてゐるのを見るのである。それ丈け父子の疎隔が甚しくなつたのである。

然し、この長安寺の場合では、猶教如のものが連續してゐるので、二ヶ月距て、五月二十八日附の狀がある。これは、教如の眞情を吐露したものととして、可なりの長文で、全國の門流に對し最も廣く汎布された、當世で云へば手の込んだ同文電報とでも云つた風のものである。我等の乏しい既觀でも、

越前吉崎願慶寺、福井眞宗寺、近江三浦講のものを數へ、喜田博士によれば、最近羽前酒田で觀られたものも同一である。それは、教如自身籠城の旨を縷述し、然るに父宗主より書狀使節を以て、門徒一般に馳走を禁せしめたるを慨し、飽迄法敵に對抗すべきを示し、斯して佛法再興たるべき時は、雜賀方の納得あるべきを述べ、最後に「兼又今度直參に可被召之旨被仰出、或者望申輩有之由候、不可然候、又門徒を他の坊主に可被仰付之由候、縦思召寄、又者依望雖被仰付候、重而自是可申付之條、可得其志事肝要候。」と結んでゐる。而して、此狀に對する添狀であるか否か、少し時日を距て、六月朔日の頼龍の書狀は、此際兵糧の馳走斷絶なかるべきを囑し、毛利・武田との連絡別狀なきを示して、兩郡惣中を激勵してゐるのを見る。この次に、日附では六月十三日のものに、漸く下間性乗の狀が見える。性乗は顯如の旨を帶して、門徒中の一村御倉惣中に宛てたもので、要は志納銀子二十兩の進獻を謝し、所詮紀州參詣の上、門主方として法義を嗜むべきを諭せるものである。而も、顯如方としては、此一通を存する計りであるが、猶一通、末文と日附、署名、宛名を缺損せられたものがあつて、全く雜賀より出されたものに相違なく、而もその内容は頗る詳細に一方の態度を示してゐる。恐らく、六月十三日性乗の狀に、「雜賀へ御下向の様子先度惣國中への御書に事こまかにあそばし」とあるものに該當するものかも知れない。右によれば、教如方にある、家宰土佐法橋の手より、顯如方

を惡しざまに宣傳せるを聽くならしめ、大坂籠城者は門徒を見放つべしと云ひ、大坂に通じ、若しくは土佐の言を聽くもの亦之に同じと述べ、新門主に代讓りの赴大坂方にて流布せるも、一切無根なるを懇諭してゐるのである。而も、斯く迄固き決心を以て信長に反抗した教如も、勢日々に蹙まつて、絶對絶命の場合に至り、再び震襟を惱まし奉つて、この年七月十七日、安土方と和約を結び、八月二日雜賀退出となり、其日數年籠城の涅槃境を、有爲轉變の黒烟に委した。

但し、この教如の和議は、父顯如に對する疎隔に、何等の效を與へるものではない。十一月十三日附の、教如の南郡○野州、栗太二郡を指す惣に宛てた書狀には、一通りの安心の要諦を述べてゐるに過ぎないが、同日吉明の添狀には「驚森より自然何かと被仰越候事御座候共、可爲佞人申成候條、萬事付て不可有承引候、今度當御所様御事馳走人之義者、是非共御見放有間敷候。」とあつて、教如方として、確然たる權限あるを示し、換言すれば門徒の爭奪は斯る状態を以て、隨所に行はれたのであつた。而して亦、信長對顯如父子は、表面上和談の成立につれて、具體的にその異議なきを示すやうになつて、翌九年三月、信長は諸國より驚森、雜賀參詣自由を許可し、顯如は同月二十四日附を以て、永久坊に宛て、參詣自由許可の旨と、諸國門徒の聚來漸く昌になつた欣びを報らせてゐることである。然も信長は、幸薄い不慮の死を急いで、眞宗門徒の腦裏には、「佛敵」としての記憶を永久に消さるゝことがな

かつた。

三

本能寺變後、秀吉によつて取纏められた時局は、急轉直下して、その翌十一年春、柴田一派の退治された後は、實權は自らその手に落ちたが、而も未だ秀吉の名を以て充分天下に號令する時機にも達しなかつた時に當つて、同年十二月、この顯如・教如兩派によつて奪取の鎬を削らせた永久坊に屬する道場は、織田氏一族の寄進を以て、大規模の敷地を獲得するに至つた。而して、それは保存された文書から見れば、あれ丈け熱心に懐柔に力めたと思はれる教如の手に落ちないで、顯如方の指揮の下に、一切の設備をなさるゝに至つたのである。我等は、施主たる織田氏の一族と、永久若しくは本願寺との間に、如何なる特別な關係があつたかを知らない。強て云へば、秀吉が顯如方に好意を持つてゐた關係上、その威權を籍りて、この門流を手にすることが出来たのであるかも知れない。織田氏は、三吉郎信秀と號する仁で、多分織田家譜に、信長の七子織田侍從と云はれた、信秀その人であらう。即ちその十二月二十八日附で、下間性乘(若しくは仲康か)及び下間土佐法橋に就て、諸役免許の寄進狀を與へ、下代拓殖宗丹、森吉次は、同日附添狀を出した。右によれば山田庄は信秀の知行地で、

その中から、「本願寺御門家道場屋敷」を寄進したのである。信長は、生前既に本願寺との和平を遂げ、後繼者秀吉は反てその保護者の位置に立つたとは云へ、信長の子によつて、今やこの積極的の行動を見るに至つたのは、時勢の變とは云ひ條、少からず興味をそへる。而して、別に猶一通、同月日附寄進狀があつて、施入地の四至坪附を細記し、南北四町に互ることを示してゐる。亦、同日附本願寺奉行の名の下に、山田寺内置目之事九ヶ條を定めてゐるが右によれば、寺内四町と云へば、當時寄進の寺域としては相當に宏大で、本願寺としては、最初より、先づこの地に寺院の建築を以てするより前に、寺内屋敷地の利用を考へ、亦建築せらるべき寺院そのものは、別院など、稱するものに該當する意味合のものを以てし、兩郡(若しくは栗太一郡)の門従手繼ぎの場所となさんとしたらしく思へる。而してこのやり方は、矢張時代の反映として、所在の地に經營せられた新町興行の風を傳承し、嚴肅なる佛域たらしむると同時に、世間的に解放された經濟的の利用法を考ふるに至つた、一の代表的標本を示すものとして彼の和泉願泉寺・河内八尾の寺内町などと共に注意すべき類型をなしてゐる。以下長文を節略することなしに、右置目全文を引用することとする。

山田寺内置目之事

一、對三吉様。○信秀御知行方之荒地を開、猶何之道にても御奉公可申上候事。

一、寺内(河下)のものんかたりといふ共、他郷に居住しながら寺内の田畠を作取事停止之、然上者又寺内に在之衆より作り候て他所へ出候事も同前之事。

一、寺内田畠右請申作人事於不相叶者御堂え可返上之、其儘相拘下宛無用事。

一、於寺内町屋敷右令約諾主に成といふ共、定於不作は誰々成共望次第可家造、但右主可造作と於約定者、貳ヶ月迄は可被相待、貳ヶ月過者不及案内望人可家立候事。

一、寺内家作後御堂え不相届而、私(毀)こほす事あるへからざる事。

一、寺内に居住ある衆中、縱他宗たりといふ共出錢役錢等全可被出之事。

一、於寺内町々内喧嘩口論停止之、或從他所借錢供米雖號在之、所質郷質無用、其外爲何雖爲科人理不盡にからめ取事あるべからず、以衆議任道理之旨可裁斷之事。

一、依要用令寄合候時、多分に付可爲比判事。

一、寺内居住之衆雖有私之遺恨、爲御堂且爲其身間、互可成水魚之思事。

右條々所定置如件。

本願寺奉行

天正十一年未十二月二十八日

即ち、域内に堅實なる移住者を覓め、本願寺としては、此寺に對して頗る保護を與へ、或程度の自治制度を布き、一定の役錢を徴せんとしたことが解かる。その區域は、前出寄進狀に「山田庄内新免・國安兩所に在之、四至東者限新免村籓際也、南者大川をかぎる、西者海一手也、北者古河をかぎる、然南北間四町餘在之」とあるによつて、粗々所在の推定をなし得るのであるが、置目の條々が、どれ丈け實現されたかは餘り解からない。

四

次に注意さるゝ一括の文書は、恐らくこの置目の出された以後二三年、天正十三年頃のものとして、この寄進地に寺院の建築を急いだ事情を示すものである。その一通は、本願寺家宰下間氏から兩郡門末へ宛てられたもので、山田道場の經營成れるを喜び、宗主御感の旨を傳へ、猶一通同日附の、同地方の代官と思はれる石原新丞宛てのものには、山田道場建立を喜び、兩郡坊主衆を督勵せられんことを乞ひ、猶永久坊に委曲を述べんと云つてゐる。但し、以上を通觀したところでは、未だ寺號を定めるには至らなかつたこと、考へられる。長安寺の寺號が見はれるのは、猶少しく後であつたやうである。

而して、この十三年は、本願寺が再び大坂に寺地を得て巨利を營んだ年である。仲康から栗太郡の坊主門徒宛ての書狀に「近日至攝州中島・川崎被移御坐御堂始候。」と見え、猶一通石原新丞などに與へたものには、自身作事奉行として二十七日^{〇五}から着手されたことを述べてゐるものと參照される。而して永久坊に對しては、更らに文面を紹ぎ「其許檢地付可爲不如意候間御勸進之義は被仰出間敷候、乍去御開山御座所之義候條、一廉馳走可然候。」と述べ、不即不離の辭柄の許に勸財を慫慂してゐる。斯して、同年八月三日附、惣中宛ての鳥目一萬疋請取狀には、中島御作事之志に見え、猶それは一回丈けには止らなかつた。

本願寺の地盤は、斯くの如くにして強固になつた。而して、慶長の兩派分離に際しては、無論本派本願寺末として、その寺流は相續されたのである。叢爾たる地方の一寺院も、斯くの如き曲折を経て、完全に顯如及びその愛せる相續者准如の流に歸した。我等は、始め無關心に、如上の教書類一括を示された時には、容易に同寺が當時顯如・教如の何れに歸したものであるかを、識考することが出来なかつた事程左様に、石山開城以來、本願寺は兩流互に門流の向背を懸引した左券を残してゐるのである。(大正十二年六月)

六 江東に於ける一絲和尚

一 一絲を懷ふ

鎌倉の明恵と室町の眞盛とは雲の如く盛なる我が釋家傳中にあつて、どこか型式の似通つた寧ろ「人」として瞻仰すべき高僧である。時代の相違はその背景行動に必しも同一の軌道を有しなかつたが、その共通して寡慾清淨の念慮で貫いた清教徒的な尊き生涯、權貴に媚びず武威に屈せずその洪大なる佛果を弘く衆生に宣布した行跡は、人をして思慕の情に堪えざらしむるものがある。今夏始めて京都恩賜博物館の一室で展觀された斯の楞伽山中松籟に禪座して大自然に融化したる如き明恵上人像を想ひ、更に黒衣合掌の西教寺眞盛大和尚像を偲ぶ時、此等の大徳が當時の教界——或は今日迄猶世間的には何等の波紋を生せしめたことなき平凡僧として看過せられてゐないかと思はれる丈に、一層その深き強き感化を永遠に烙印した行蹟を思はずにゐられない。南歐の聖者フランチェスコの倂は必ずしも基督教徒丈にのみ持る、佳縦ではない。

鎌倉には猶永平寺の道元禪師がある。幕府の厚聘を斷ち紫衣を拜辭して南越の山中に安居した行跡も亦之に對比すべきである。然し門下・周圍・時代その他種々の關係から、禪師は一派の開山として瞻望されてゐるから茲には引出さないことにする。

これ丈を前書にして、日本佛教史の上では頗る平凡と考へらるゝ江戸時代を一わたり眺め渡した時に我等は唯一人の一絲和尚をこそこの系列に合せしむるべきであると考へた。和尚はその出世の時代の關係上、表面では以上の高僧達には似通つてゐないかも知れぬ。

謙遜謹直そのもの、如き明恵上人にでも秋田城介乃至御曹子泰時説得の劇的光景があり、眞盛大和尚にも猶北畠・畠山等無道の武人をたしなめた幾つかの場面を持つてゐる。我等の一絲は唯公家の一公子として早く逐世し宮廷の御歸依厚く、好で溪山閑寂の地に庵居しつゝ、三十九歳の惜しむべき中年に示寂した何等の變化なき一平凡僧である。然し我等が一絲をこゝに持ち出したのは少しく理由がある。始めて國師語録を手にして以來、機ある毎にその所縁地に遺牘を觀逸話を聽くに從つて、この病瘵早逝の平凡僧は年と共に益々愛慕の念慮を増し明恵・眞盛等の一面は猶よく和尚に於て偲ばるゝを思ふに至つたからである。

一絲和尚には正保三年示寂後二十一年を経て寛文七年侍者光頓の編次したその語録五卷がある。更

らに享保三年に至つて重編の語録が校刊されて、それには有名な靈元天皇の御序が冠せられ、元祿十五年眞敬親王の手に成つた髮塔銘并序之に次ぎ、右銘に對する尊昭親王の跋亦收録されてある。この語録と塔銘とは和尚の行實を一通り明らかにせしむることが出来る。又論文としては辻文學博士の早く明治四十二年五月の史學會講演「一絲和尚と朝幕關係」と題するものがその後史學雜誌に登載せられ、次で「日本佛教史の研究」に輯録されたものがあり、大正五年になつて上村觀光氏は「三十九歳の國師一絲和尚」と題して雜誌「禪宗」に四回に亘つて登載され、徳富猪一郎氏は同「禪宗」に同年「一絲和尚」を出された。之は同和尚の「大梅夜話」複刻に際し別冊に敍せる爲め起稿された長編である。

和尚の行實は如上の文獻で充分に悉知される。それを今更に蒸返さんとする所以のものは、和尚の晩年江東永源寺時代の比較的詳しい行實を見んが爲めである。然し一絲研究者の知るが如く、その晩年の經歷は一絲自身としても止むを得ずそこに殘骸を托したものと思はれるものであり、事件としても平凡の一語に盡きてゐる。唯蒐集された史料そのものは一としてその全生涯に對してその面目を裏書するものであり、芳躅を倍加せしむるものばかりである。

而して豫期せられざることであつたかも知れないが、和尚の入山を機縁として禪風江東に再起してそこには皇室との關係が密接になり、一絲と皇室との關係は偶然にも新興諸禪院と皇室とを結付ける

とになつた。

二 永源在任時代

この題目の骨子に入る爲めには順序として先づ略年譜を述べる。和尚諱は文守、一絲はその字で慶長十三年二月岩倉具堯を父として誕生し、元和元年八歳にして禁中出仕後に信交の有つた近衛信尋の生母中和門院に奉仕した。六年の後辭去して相國寺の雪岑に學び頗る上達して後水尾院の御推挽を忝うせんとしたが之を拜辭して、寛永三年には泉南堺に澤庵禪師に見參して疑義を問ひ、遂にその年同國横尾律院に入つて祝髮し、その翌二十歳の青年僧は再び澤庵に復歸し、翌々六年紫衣事件で師僧の羽州に配流せらるゝや之に隨從し居ること一歳、七年春京師に歸り、洛西々岡に庵居した。

生涯を通じて最も景仰された近衛信尋と烏丸光廣とは絶えず宗要を問ひ、後水尾太上皇に請奏して之を薦め、諸貴紳の參聽虚日なしの體であつた。

斯くして寛永九年八月丹波九路峰の移居となつた。其地は人寰遠く距つて行路嶮峻林樾深邃その理想的の境地であつた。その生涯の愛着地として如何に満足しつゝ、あつたかは語録の隨所にその愉悅の情を述べてゐるので明かである。その後光廣は幽居を訪ふて別に桐江庵を建て、茲に安せしめ、十八

年には遂に勅願所法常寺の創建となつた。而して此間一絲は仙洞の殊寵を蒙つて出で、はその法瓶を傾けその天心を開發し奉つた。彼の勅旨による賀茂の靈源院の開創は寛永十五年のことであつた。若し自然的な経過が一絲の壽齡の上に流るゝならば、その生涯は愛着の山中草庵に坐禪しつゝ、出で、皇猷を扶翼し奉つたことのみであつたかも知れないが、謙讓そのもの、如き山僧は思はざるにその法縁を未知の地に結びその終焉の處としたのであつた。即ち寛永二十年八月三十六歳にして近江永源禪寺に住持して、正保三年三月三十九歳示寂迄専らその地に練行に力めたことである。

斯くすると永源寺時代は僅かに四年をぬも正確に云へば彼にとつて晩年の二年七ヶ月の期間である。

一絲の永源寺在住は少しもその豫想した希望ではなかつた。然しそこに一絲を結付けた偶然の機縁があつた。彼の傳記を一通り辿つたならば彼は決して丹波の山居を離るゝ意志のなかつたことは明白に看取することが出来る。之より先き叡慮辭し難く、安居の地と定められた洛北靈源寺ですらも、留錫僅かに一ヶ月にして歸去來を吟じ、羈鳥故林を戀ふの情を以て瓢然還居した一事を以てしてもその心情を察するに餘りある。果然永源法席董督の請に對しても堅く拒絶した。唯然し如何に請托の厚か

つたにせよ遂に之を肯ずるに至つたのは、全く同寺開祖寂室の高風を思慕してゐたからに相違ない。康永元年孟春寂室こゝに梵居を營みて以來三百年、斯くの如くしてその風懷を同じうした第二の寂室は今こゝに再來した。永源寺の中興として仰慕される一絲は二重の意味を以てこゝに故賢の蹟を紹介した。晋山の偈文中に輦下は總て魔子の宮と成る戀瞻す瑞石の古禪業と云ひ、溪山溫惜眼を経るが如し疑らくは是れ前身此中に隱るかと思はれる。斯して寂室遺偈の一偈「屋後青山檻前流水」裡に耳目を新にしつゝ、古道場中開祖を懷ひながら、鬱然として來歸した法弟を茲に指撻した。

永源寺時代の經歷には殊更變化がない。唯しかしそれが他動的であつたにしても逸してならないのは愚堂參見の一條である。元來一絲の悟入は初め澤庵によつてなされたが、實は塔銘にも「一日從齋堂歸於柚樹下忽然省悟如桶底脫自覺慶快」と見える如く、無師自證の形ちであつた。然しそれには宗規もあることで、上皇の叡慮によつて印可を受くることとなつたのである。

愚堂は即ち大圓寶鑑國師で、當時美濃大仙寺を董しつゝあつた。一絲と見えたる後、師によらずして悟る者萬中希有文守禪人は乃ちその人なりと云ひ、眞に吾が家の種草なりと激賞し、その次韻に「挽回鷺嶺拈花曉、付囑涅槃與妙心」と云つてゐるのを見ても、強ち他所行きの美辭ではない。以て機語

の投合を察するに足るであらう。然も塔銘に手段辛辣學者多望崖而退と稱せられた丈けに、その願望は遠大なものがあつた。即ち常に宗風の衰弊を痛嘆し、入明求師の意に篤かつたが國制あるを以て果さなかつた。この點に於て、鎌倉の明惠上人が天竺渡海の願望を思ひ起さしむるものがある。即ち一絲としては今愚堂によつて宗系を定め得たことを決して不満とはしなかつたが、その心底には燃ゆるが如き渡海求法の勇猛心を持つたのである。

禁城を距る幾山河、江東に遷つてから以來、上皇の御眷遇は彌々渥きを加へた。彼の院の御歌集に見えた寶硯下賜の御詞書と御製とを拜讀した人は、その叡旨の程を充分に察知することが出来るであらう。その感泣拜受した趣は語録に「叡齡同此壽靈山叮囑莫相忘」とあるにも知られる。同詩篇につゞけて名品菊花を賜へるに對した七絶一篇も江東に移つてからのこと、思はれる。而して上皇は釋迦・迦葉・阿難の三尊を大殿に安置せしめられた。以上は何れも正保元年即ち上座後一年のことである。而して濃州への旅行、愚堂嗣法の歸途病を獲るに及んで上皇優詔して入京せしめ醫藥を篤うして加療せしめ給ふたが、その九月小康して歸還するに及んでは官材を以て方丈を修營せしめられ、皇太后東福門院亦内帑を下して助資せしめられた。

皇室の外護斯くの如く禪機彌々渾熟、而して夢寐仰慕の人寂室の故趾に落付いた以上、爲さんとす多くの抱負は必ずその鋒銛を出さずには止まない。場當りを拒み仕事師たる資格のないこの聖者の頭腦は飽くまで透徹で、熱しては火を吐く迄至善至義に邁進する方向を忘るゝものではなかつた。隨從愛弟子の一人南嶺和尚の師贊に「演法也舌轟霹靂垂手也電閃太空、黑蛇在握、意氣似虹。」と見えるのは文飾を免れないにしても、先師の意氣を髣髴せしむるものであらう。

然しその晩年は殆んどその星霜を病床に横へる不幸を如何ともすることが出来なかつた。想ふにその蒲柳の資は已に師澤庵を追ふて出羽に赴いた時、その紀行に山河踏破二十有五日の感慨を述べて、思はざりき病身をこの危難に全うせるを云つたのにも見えてゐるが、丹波時代にあつては更らに山偈十篇の中に、時に水頭に立つて瘦影別人に似たるを看ると云ひ、若しくは霜風一夜骨摧かんとし梅よりも瘦せたる自らを憐んだりなどしてゐるのに氣付くことであり、永源寺時代となつては、病魔已に急進した。美濃より歸來して含空台裡に療養の際には既に假死の狀に陥つたことを想はせる。中秋口占四首中の一

「明滅殘燈若有情 山村一夜不聞更 幾回欹枕難成睡 聽盡西風吹葉聲」
 凄然殆んど再誦に堪えざるものでないか。

この大患は洪恩によつて一時の小康を示したが、その秋歸禪以來猶在苒として醫藥に親まざるを得なかつた。詩集を翻して乙酉^{○正保二}冬其等の多くは病中口吟で、或は「于時秋來痼疾未瘳杜門綴接來客」と題し、或は「于時舊病在苒未少康復」と云つたりなどして、何れを見ても大悟徹底裡に蕭然たる孤影を示さざるはない。除夜作

「明朝三十九 抱影臥遲遲 燈暈驚油盡 爐寒覺歲移 孤猿啼幾度 飢鼠走無時 詩罷神思豁 個中只自知」

と云へるもの、恐らくそれ自身にも明年の殲語をなすものとは豫期せられなかつたであらう。正保三年歳改むるに及び舊痼亦篤きを加へた。上皇優詔して入京療養せしめんとせられたが、その起たざるを知つて之を固辭するに及び、醫を山中に賜ひ、有馬温泉を運んで賜浴せしむるに至つた。而して間もなく春過ぎ方の三月十九日示寂さるゝに至つたのである。

以上を通觀すると足掛四年の住山は遂に病床呻吟のものたるに過ぎなかつたかの如くであるが、然し丹念にその語録を翻讀すると、法弟の晦教交友の應接亦その稟性の片鱗を示すものが少々でなかつた。その肝膽相照の盟友に妙心寺の雲居がある。之を隣郡石馬山寺に訪ひ書信相通じ、雲居の訪門亦少くとも兩回に上つた。唱和詩中に話盡す宗猷衰替の事殘燈影裏共に心を傷しむとあるのは、宗門の

時事を悲んだ至情の現はれである。別首題言「狂夫從來不知揆、已觸事所感者、但此道之下襄而已矣。」とあるをも照合すべきである。

斯して當代の龍象中、愚堂と雲居との二老は斯くの如くにして會心の心友たるに至つた。語録によると相往來した盟朋に別に琢公がある。即ち玉叟宗琢の謂で永源寺塔中藏六庵所藏畫像贊によると元來薩府に出生し業林遍歴の後韜晦して茲に庵居し頗る隱哲の風ありと見える。交盟の程度は別として連接寺域にあつた關係上山中病間の無聊を慰安したことであらう。その新歳唱和中に「我遠市朝嫌濁富、君逃林嶽力清貧、相逢意樂頗相似、來往自今知幾春。」と云へるもの、蓋しその相合する點であつたに相違ない。その他彦根江國寺・龍柱寺あたりの禪家の來訪を見たが、此等は別段特別の關係を認むべきものではなかつたかも知れない。猶こゝに逸すべからざる事は文智大通皇女の入山である。上皇第一の皇女として一絲によつて剃髮の禮を受けられたこの比丘尼は、道德堅固資性英邁の女丈夫として聞え常にその誘掖を受けられたが、今こゝに重疊青山を踏破して謁見された時の光景はその御偈と一絲の次韻とに躍如たるものがある。而して一絲は時に出で、古刹の閑寂を楽しんだ。或は石塔寺に或は曹源寺に而して亦西明寺にその吟杖は向けられた。一面に於て多情多感の持主は、その天稟の麗筆を此等の溪山に染めた。然し詩篇の何處にも我等の門漢外が向き合つて見ても一つの月並らしい聯

句は見當らない。口を衝いて出る佳辭麗句を通して鬱勃たる深き思を敍ぶべくそれが珠玉となつて琴線をかき鳴す想がする。

そして特に興味を惹くことは隨所に開祖寂室をその胸憶に見出すこと之である。即ち入山の翌正保元早くも開山傳記を修し、二度開山忌を重修して感慨無量であつた身は、寒夜に獨座して寂室和尚次韻を作し、人開祖春日山行圖を示してその駘蕩和煦闔境の暗を探らざるを云ふや、即ち約して殿前の白櫻を賞し、祖の前韻を借て一詩を示し、次で一夜香塵徑を埋めて稍頭空ならんとするや、更らに前韻を重ねて三章を綴示した如き、偶々その所懐の現れであつたらう。斯の騷客の間に喧傳されてゐる題西明寺丈室之壁の詩篇の如きは云ふまでもなく開祖の題壁詩に倣つたもので、寛永二十一年○正保元暮秋八月の日附を示してゐる。又多くの信徒に對して好んで寂室の語録から「生死事大無常迅速」の八字の偈を選んで之を大書して與へてゐるのも追慕の一である。

斯く通觀して來ると順序としてその法弟に對する態度に及んで來る筈であるが、既に性格の一端が示された以上、問はずしてその輪廓を悉知することは過ち難事でない。塔銘に病中學者を激勵し嘗て少しも倦ますと云ひ、平昔の垂示良醫の病に應じて病を與ふるが如し、法味に霑ふもの多からずとなさず、その酥酪を嘗めて一知半解を得るものありと雖慎で輕々しく許可せずと述べてゐるのは左もあ

つたこと、考へる。前述南嶺贊語の一句は如何に和尚の教風の嚴肅なるかを示すものであつたが、同じくその師贊の結語に法門凋喪して祖庭秋晩るゝに當つて幸に此翁の日東に生ずることを得たりと記してゐるのも、一面この嚴肅に充たされたその容貌には似もつかぬ教法宣揚の一徹が斯かる禪風再盛期となつたことを示すものである。さればその行住座臥寸暇と雖病魔と戦ひつゝ、無上の緊張振りを發揮した。その一例として久しく永源寺の重襲として殘されてあつた大惠武庫を見ると、全部細寫朱黃點々註記細々、その攻學の跡を念視せしむるものがある。語録によると之も入山以後の一勞作であつた。斯の緣故の乞に任せられた過去帳序なども此間に作られて篤く精靈に備へられつゝ、あつた。

而してその臨終の一齣こそはその面目を示して餘蘊なきものと云へる。塔銘の序言を藉ると、三月十六日晚その死近きにあるを知り、左右を會して遺誠を垂れ翌十七日偶々筆を手にしたが、侍者淨因之を見て師頃日雙手不仁なるに今翰を操るは思ふに輕快ならん、請ふ後昆の爲めに未後の句を書せよと述べたのに對して、即下に筆を擲ち勵聲して什麼未後の句を説かんと云つた。斯して十九日午時診脈を叱しながら手を縮めて蛻然として逝つた。山中の一清僧は何たる嚴肅の光景を以てその最後を示したか。壽三十九臘二十歳、それは天下萬民誰しもその餘りに乏しき生涯を哀惜しないものはあるまい。而も我等はその世間並に半可通の見參者に印可を濫發するを警しめ、その示寂に臨んで如何にも

芝居めいた遺偈を扞拒した態度を見て、唯此丈けでもその傳記を一貫せしむる堅苦持操の偉容を更らに深く世俗に烙印せしむるに充分であると思ふ。

一絲の示寂について誰よりも痛嘆されたのは上皇であつた。その愛慕の聖意は限りなき榮寵となつて没後を飾つた。即ち十七回忌に勅旨定惠明光佛頂國師の謚號を賜ひ、重編語錄成るや靈元天皇の宸翰は燦としてその卷首を飾つた。その永源寺住持に常紫衣の綸命があつたのは、同寺が圓應禪師嗣流之藍本であつたからである。同時に東福門院の彦根藩主をして永くこの名僧一絲の禪院を維持せしむべく宣旨を下されたのも、全くその芳躅によるものであり、永源寺什物中、同門院御作馬郎婦觀音刺繡像の如きも一絲生前の御契約によつて施入されたこよなき片見である。

三 江東の芳躅

一絲の永源寺時代は上述の如く法爾を四方の信徒に灑瀉せしむるのには餘りに時日と健康とが許さなかつた。然もそれは菌絲が不知不識の間に擴がつて行く如く、その感化は力強く滲透しつゝ、あつた。

郡を異にした蒲生深山口の一禪院靈照寺○今は靈松寺の如きは眞宗の一道場を變じて臨濟の禪院とし、一絲を開山に請仰し一邑を擧げて門信の徒に列したが、正保三年十月二世自雲の門下に與へた制法には

辭を盡して開山忌の重すべきを宣べたものがあり、特に同寺の重襲として見るべきものに、焼残り名號一幅が残されて一絲にふさはしい挿話を示してゐる。

それは元祿五年三月記南嶺和尚の釋迦如來寶號記によると、一絲拜書に係るこの名號は寛文十年冬急火に會して既に焼失したと思はれたが、堆灰裡中に之を得て見ると紙片は墨蹟を外して僅かに損亡するに過ぎなかつた。事そのものはありふれた奇瑞談と同型で今之を事々しく持ち出すわけではないが、それはやがて仙洞の叡觀を忝うして靈德を感せられたこと、彦根藩主の懇請によつて江府に下り、その女掃雲院の旨によつて供養せられ止ること月餘、篋笥に鐘めて施入されたことを附記したい。その生前再び見ゆるを欲しなかつた關東の地に、その冥照を仰がしめた點に至つては、充分にその滅後の感化を思はしむるものがある。況んや近境の父老に與へた感動は想像に餘ること、我等は丹波法常寺に於ける「一絲和尚様御由來與御恩忘申間敷一卷之事」を讀んで、その内容は必ずしも同一ではないが、郷黨の信徒が今猶敬虔の念を以てその遺德を頌するを見て、そこに共通した渴仰の念を思はずにゐられない。

次に猶一層一絲の機縁を見るべきものに正明寺がある。寺は蒲生郡日野にあつて現今黄檗の巨剎で

ある。

今同寺所藏の一絲書翰集によつて約言すると、元來同寺は聖德太子舊縁地と稱せられ、靈驗いやち
ごなる觀世音を安じてゐるが、戰國以來荒敗して見るに堪えなかつたのを土豪頓宮某之を再興せんと
し、資力を一絲に乞ひ和尚即ちその旨を上皇の御聞に入れたところ、恰も符節を合して上皇も靈夢に
感せられたところなので内帑の下賜となり、輪奐の美をなしたことになる。之を寺記に徴して
見る、或は一絲は既に早く入山の年約して退休の地に充て、ゐたやうに思はれる。その書翰は總て
三通、時日を缺いてゐるが總べて委曲を盡した假名文で、一絲から圓照寺義峰尼宛にしてゐるから、
大和圓照寺即ち大智大通皇女の侍者に對するもので、この靈刹復舊につき専ら皇女を通じて上皇の歡
志を乞ふたらしく思はれる。この書翰こそは全く一氣に讀するさへ惜まるゝ程細々とその篤信の態
度依頼者に對する義氣、而して是非に願望を遂行すべき執心とを併せ備へた名文である。試みにその
一通の一部を抄出して見ると次の如くである。

一通の一部を抄出して見ると次の如くである。
(再興)
「仙洞様より松尾の觀音堂 御一りきにて御さいこうあそはさるへきるいりよのよし、まことにもつ
(叙慮)
て殊勝のおほしめしたちに候、すなはち銀子貳百枚願主とんくうそうへもんにうけとらせ申候、此
(受取)
たひのやうなるふしきのかんつう、しかしながら佛心叡慮冥々のうちに通達申候事、さら／＼うた
(疑)

一絲和尚の殘された墨蹟は、その短かき
一生としては決して少ない數ではないが、
その中殊に和尚の面目を彷彿せしめるも
のに正明寺藏一卷三通の長文書簡集があ
る。こゝに掲出した部分は、後水尾法皇
の叡慮を以て松尾の觀音堂建立に至つた
徑路を細叙したもので、宛名の圓照寺義
峰尼公主とあるのは、その法弟文智公主
の侍者であり『日野より一し』とあるの
で松尾觀音堂造立に關し、同所に寓居中
のものであることを示してゐる。

第七圖版 一 絲和尚書翰

(滋賀縣蒲生郡日野町正明寺所藏)

Handwritten text on a rectangular slip of paper, oriented vertically on the left page of an open book. The text is written in cursive Chinese characters (草书). The characters are arranged in approximately 12 horizontal lines, reading from top to bottom. The paper is slightly aged and has some faint markings. The right page of the book is blank.

かひなく候、さらすはこれらの大ぶんの御(建立)こんりう、かやうにそこつにじやうじゆ申候事存じもよ(成就)
らぬ事に候王法御はんし(繁昌)やうのしるしよろつの叡願御成就の時節到来と、ひとへ(喜)によるこひのまゆ(眉)
をひらき申候、めてたくそんしたてまつり候、○中略 なを干ねん(年以前)いせん 太子の御くわんじよの御(勸請)
(本殿)ほんでんに候に、又た、今天子の御さい(再興)こう候事、さりとはめいよふしぎのいたり、さら／＼に
入りきとは申かたく候、かやうの事はあなた(斯方此方)こなた御だん(談合)こうなど、にて、五十日百日てま入候て
もきはまりがたきものに候に、こんどのやうなるにはこごとさつそくしゆび申候事、ふしぎ(早速)に存候。
(首尾)

○下略

斯く目的を達する迄に盡したその熱心さは想像に餘りあることである。寺傳によるとその内帑下賜
は正保元年六月のことで、その翌二年には清涼殿の古材を下賜されて大悲殿の工を廻むるに至つたが、
一絲はその竣工を見るに至らずして遷化したのである。

正明寺は斯くの如くして第一礎を築上げられた。斯して見ると、その後十餘年間同寺嗣法の住持數
傳して遂に寛文四年黄檗の龍溪和尚がこゝに中興開山となつたことは、一絲との間に何等直接の鎖は
ないにしても、龍溪は實に上皇付法の師たる關係から見ても——上皇を挾んでこの靈刹は一絲から以後
への微妙なる波動を見ないわけにゆかない。而して一絲に文智大通ありし如く龍溪には同上皇の皇女

普明院宮光子内親王が敬虔なる參禪者であつた。其等の關係はやがて正明寺に後水尾院宸影・御歌集・題額を殘し、三世晦翁退休の子院淨光寺には院の御木像を安じ、更らに龍溪開山の二院甲賀郡前野地安寺には林丘寺第一世となられた普明院宮の特旨によつて院の崩後その御影堂を置かれ、御牌を安じ紋章鑄出の銅鐘を施入せらるゝに至つた。此等の寺院を通じて其等の檀徒はその間に特に皇室への親近を榮譽としつゝあつた。

我等はこれ以上、地方零細の史實を捨集する煩雜を避けるであらう。而して必ずしもかゝる事件の波及をすべて正しき議論の上から一絲の影響に引付けやうとするものではない。

然もこの題目の始めに立歸つて一絲の豫期しなかつた江東に於ける短かき晩年を眺めかへすとき、その波動があまりに微妙に傳派されたのを見て、その表面頗る平凡であつた斯の如き傳記を検討して見て、豫想を裏切らなかつたことを切實に感ずるのである。(大正十五年一月)

武家時代社會の研究

新版

昭和十八年二月十七日印刷
昭和十八年二月二十日發行

(五部)

定價五圓八十錢停

著者

牧野信之助まきのしんじゆう

發行者

尾高豊作おなかとよ

印刷者

白井赫太郎しらいこくたろう

發行所

刀江書院やまがしや

出文協承認あ三七〇〇八一

配給元

日本出版配給株式会社

(一四東東) 刷印社興精

刀江書院刊行書

濱田青陵著	通論考古學	B6判美裝 本文三〇頁	送價 二・八〇
小野武夫著	日本村落史考	B6判上製 本文五〇頁	送價 四・〇〇
柳田國男著	日本農民史	B6判美裝 本文三〇頁	送價 一・五〇
櫻井庄太郎著	日本封建社會意識論	A5判美裝 本文三〇頁	送價 一・五〇
瀧川政次郎著	日本社會史 (補訂版)	A5判上製 本文三〇頁	送價 二・五〇
瀧川政次郎著	律令の研究	A5判上製 本文八〇頁	送價 六・五〇
小葉田 淳著	日本貨幣流通史	A5判上製 本文七〇頁	送價 七・〇〇
藤田元春著	日本民家史	A5判上製 本文八〇頁	送價 一〇・〇〇

刀江書院刊行書

鳥山喜一著	滿鮮文化史觀	A5判上製 本文三〇頁	送價 二・五〇
小倉進平著	朝鮮語學史	A5判上製 本文七〇頁	送價 七・五〇
川島秀二著	國文學女性史	B6判上製 本文六〇頁	送價 三・〇〇
櫻井庄太郎著	日本兒童生活史	B6判上製 本文三〇頁	送價 一・五〇
大井田源太郎著	日本女性發達史	B6判上製 本文四〇頁	送價 三・五〇
小關尙志著	日本臣道史	A5判上製 本文三〇頁	送價 三・五〇
小葉田 淳著	日支通交貿易史の研究	A5判上製 本文五〇頁	送價 五・五〇
藤田元春著	日支交通史の研究	A5判上製 本文五〇頁	送價 五・五〇

34112

刀江書院刊行書

樺 俊 雄 著	滿 江 巖 著	黑 田 中 正 秀 利 夫 著	國 際 經 濟 學 會 編	藤 田 元 春 著	牧 勝 彥 著	有 高 巖 著	淺 海 正 三 著
歷 史 の 理 論	西 文 化 小 史 ナ イ ル の 流	詳 説 ギ リ シ ア 文 學 史	英 國 植 民 政 策 史	改 訂 増 補 日 本 地 理 學 史	英 國 ス パ イ 五 百 年 史	東 洋 史 教 育 の 革 新	新 國 史 教 授 法
本 文 三 七 〇 頁	本 文 三 〇 〇 頁	本 文 七 〇 〇 頁	本 文 三 〇 〇 頁	本 文 七 〇 〇 頁	本 文 三 三 〇 頁	本 文 二 八 〇 頁	本 文 三 〇 〇 頁
送 價 二 ・ 五 〇	送 價 二 ・ 五 〇	送 價 六 ・ 八 〇	送 價 一 ・ 八 〇	送 價 一 ・ 五 〇	送 價 一 ・ 五 〇	送 價 一 ・ 五 〇	送 價 一 ・ 五 〇





